

第2編 災害予防計画

《目 次》

第1章 地域防災力の向上.....	1
第1節 全庁・全市民体制による事前防災の推進.....	2
第2節 防災に関する学習等の充実.....	3
第3節 自主防災組織の育成.....	5
第4節 企業防災の促進.....	7
第5節 ボランティアの活動環境の整備.....	10
第2章 災害に強いまちづくり.....	11
第1節 都市の防災機能の強化.....	11
第2節 建築物等の安全化.....	15
第3節 水害減災対策の推進.....	17
第4節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進.....	20
第5節 危険物等災害予防対策の推進.....	21
第3章 災害応急対策・復旧への備え.....	24
第1節 情報収集伝達体制の整備.....	24
第2節 総合的防災体制の整備.....	27
第3節 他の市町村及び防災関係機関との連携体制.....	32
第4節 避難受入れ体制等の整備.....	33
第5節 緊急輸送体制の整備.....	46
第6節 生活必需品等の供給体制の整備.....	49
第7節 帰宅困難者支援体制の整備.....	52
第4章 分野別災害応急対策・復旧への備え.....	53
第1節 火災予防対策、消防体制の整備.....	53
第2節 災害時医療体制の整備.....	57
第3節 ライフライン確保体制の整備.....	60
第4節 生活環境の整備対策.....	64
第5節 文教対策.....	65
第6節 災害時要援護者対策.....	67

第1章 地域防災力の向上

1961年に災害対策基本法が施行され、高度経済成長期とも重なり日本の防災は大きく進展していった。それまで年間1,000人単位で生じていた災害犠牲者は、阪神淡路大震災や東日本大震災等の大規模災害の発生を除けば、年間100人を切るまでに劇的に減少した。この間に行われていた防災は、堤防やダム建設等で災害を予防するハード対策と、災害発生時またはその発生のおそれがある際の災害情報伝達体制の整備等のソフト対策であった。こうした行政による災害対策が地域の相対的な安全を高め、災害犠牲者の減少に貢献するものであることを鑑みると、市は今後とも府や防災関係機関と協力し、こうした対策を推進していかなければならないということは言うまでもない。

一方でこうした当時の最良の対策が、今日の課題を引き起こしていることにも意識を向ける時期に来ている。ハード対策の推進等で地域の安全が高まったことにより、我々は「安心」も手にすることができた。日々の災害に悩まされることなく、安心して日常生活を送れることも行政による災害対策推進の効果であろう。しかし、それが故に我々が自然の恵みと災いと共生しながら生活をしている実感を失い、災害が日常からは遠い存在となることで、いつしか安心は油断となり、我々に備える心を失わせる結果となった。

災害からの安全を高めるためには、ハード対策・ソフト対策・そして各個人による備えが必要不可欠である。しかしハード対策やソフト対策などの行政による防災対策が推進されることにより、人々の心に安心が生まれる。そして安心による油断から人々は災害への備えを怠るようになり、こうして地域の安全性は低下してしまう。

災害予防対策の目的は、災害発生前の事前措置により地域の安全性を高め、災害による被害を予防・軽減していくことである。そして高まった地域の安全が継続し、その安全が後世にまで引き継がれていくことである。そのためには短期的な効果を生むハード対策やソフト対策だけではなく、中長期的な視点で防災市民の育成にも努めていくことで、災害に備えることが地域の文化として定着していくことを、市民等と行政の密接な協力の下で目指すものである。

第1節 全庁・全市民体制による事前防災の推進

第1 全庁体制による防災の推進【総務部・全職員】

防災は市全体に関わる課題であることから、全ての市職員は、災害時に適切に対応する能力を向上させ、全庁体制で取り組んでいくこととする。

1 人材育成

市長や幹部職員を含めた全ての市職員は、災害発生時の応急対応能力はもちろんのこと、日頃から予防も含めた総合的な防災能力の向上に努める必要がある。

こうした職員を養成し、「命を守る地域防災力」を摂津市に根付かせるためには、市職員の日頃からの心構えに加え、災害予防及び災害応急対策に関する知識・技術の向上が重要となる。

(1) 平常時からの意識向上

全職員は、平常時より、自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努める。

(2) 防災研修会の充実

市は、市長や幹部職員をはじめとする市職員を対象に、学識経験者等を講師とした研修会の実施や国・府の研修会への参加を通して、災害時の情報伝達方法や家屋被害調査・応急危険度判定をはじめとする専門的知識、要援護者や男女共同参画の視点を踏まえた防災知識の習得をすることで災害対応能力を向上させる。

(3) 班長会議等の充実

市は、定期的に班長会議を開催し、各班が任務について理解を深め、その内容を各班員に伝達する。また、課ごとに検討会を開催し、各職員個人の具体的な役割の整理・確認を行う。

(4) 災害を想定した防災訓練の実施

市は、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアル等を作成・周知し、マニュアル等に基づく訓練等を行う。

また、地域の自主防災訓練への参加や他団体への災害支援を通じ、いつ災害が起きても対応できるような体制を整える。

第2 市民等による事前防災の推進

市民等は、日常の活動に防災の視点や取組を組み込んでいくことで災害に備えるとともに、家庭における防災用具、食料等の備蓄に努め、地域における事前防災を推進していく。

また、こうした普段からの取組を家庭、学校、地域、職場等で実践することで、地域のつながりを育むとともに、事前防災活動が本市の当然の地域活動として定着するように努める。

第2節 防災に関する学習等の充実

第1 市民に対する防災知識の普及【総務部】

市は、自然災害の被害軽減に向け、主に以下の項目について、あらゆる機会を通じて市民に対する防災知識の普及、意識の向上対策を行う。なお、実施にあたっては避難行動要支援者の多様なニーズに配慮し、地域において支援するとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点を踏まえた体制の整備を図るものとする。

1 災害の知識

- (1) 規模の大きな地震の連続発生や各災害が複合的に発生する可能性もあること等、様々な災害の態様や危険性（例：淀川が決壊した場合の状況、避難の困難さ等）
- (2) 気象予警報や避難情報等の意味や内容
- (3) 各防災関係機関の防災体制及び講ずる措置
- (4) 地域の地形、危険場所
- (5) 過去の災害から得られた教訓の伝承
- (6) 地域社会への貢献
- (7) 応急対応や家屋被害調査・応急危険度判定をはじめとする復旧・復興に関する知識

2 災害への備え

- (1) 1週間分以上の飲料水、食料及び生活必需品の備蓄
- (2) 非常持ち出し品の準備
- (3) 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
- (4) 家具、什器類の固定、家屋・施設・塀・擁壁の安全対策
- (5) 災害種ごとの指定緊急避難場所・避難路・指定避難所、家族との連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取り決め等）の確認
- (6) 自主防災組織活動、初期消火・救出訓練をはじめとした防災訓練等への参加
- (7) 住宅の耐震診断と状況に応じた耐震改修の必要性
- (8) 緊急地震速報等の適切な知識
- (9) 地震保険、火災保険の加入の必要性
- (10) 警報等発表時や避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始といった避難情報の発令時にとるべき行動
- (11) 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や指定避難所での行動

3 災害時の行動

- (1) 身の安全の確保方法、初期消火、救助、応急手当の方法
- (2) 情報の入手方法
- (3) 避難の方法（自主避難、自家用車の使用自粛含む）
- (4) 高齢者、障害者、その他の災害時要援護者への支援
- (5) 台風接近時における不要・不急の外出抑制

- (6) 避難所等において二次被害・災害関連死を防止する方法（プライバシーに配慮、健康管理、環境・衛生状態の改善）

第2 学校園所における防災教育【教育総務部・次世代育成部】

学校園所における防災教育は、「第2編 第4章 第5節 文教対策」を参照する。

第3 消防団等による防災教育【消防本部】

消防団が消防本部等と連携を図りつつ、自主防災訓練等において訓練指導等を行うことにより、市民の防災意識の高揚、災害時の対応力を強化できるよう支援する。

第4 災害教訓の伝承【総務部】

過去に起こった大災害に関する調査分析結果や、映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、貴重な教訓として確実に後世に伝えていく。

第3節 自主防災組織の育成

第1 自主防災組織による防災活動の推進【総務部】

1 自主防災組織の結成促進

市は、地域住民が市民等の共助の精神に基づき、災害発生直後の初期消火活動や避難誘導等、地域住民による自主的な防災活動を推進する自主防災組織を結成されるよう促進する。

2 自主防災組織の活動推進

防災に関する知識の普及や防災訓練をはじめ、自主防災活動が円滑に実施できるよう小学校等に防災資機材を整備するなど、以下の項目について自主防災組織の活動を促すよう努める。

- (1) 防災に関する知識の普及
- (2) 防災関係機関・隣接の自主防災組織との連絡
- (3) 地域の災害危険度の把握
- (4) 地域における消防水利の確認
- (5) 地域における防火・防災のための予防措置
- (6) 地域における情報収集・伝達体制の確認
- (7) 避難場所・医療救護施設の確認
- (8) 防災資機材の整備・管理
- (9) 防災訓練の実施等
- (10) 災害時要援護者の把握
- (11) 復旧・復興に関する知識の習得
- (12) 防災資機材の配付又は整備助成、倉庫の整備助成及び支援

第2 地域防災を担う人材の育成【総務部】

1 防災意識の啓発

市は、自主防災組織が災害発生時に的確な行動ができるよう、地震・風水害等の災害に関する正しい知識の情報発信に努める。

- (1) 自主防災組織の必要性の啓発
- (2) 地域住民組織に対する情報提供（研修会等の実施）

2 防災訓練・防災教育等の実施及び支援

市は、研修や体験教室の実施などによる防災サポーターの育成を行うとともに、自主防災組織等の地域防災を担う人材の育成指導を次のとおり計画的に行う。

- (1) 防災サポーターの育成（養成講習会等の開催）及び地域防災活動への参画（自主防災訓練への参加・提案等）
- (2) 教育啓発施設等を活用した体験教育等の実施

(3) 防災訓練、応急手当訓練および避難所運営訓練の実施

第3 自主防災組織と学校園所との連携強化【総務部・教育総務部】

自主防災組織の活動は、組織メンバーの命を守るだけではなく、その地域に住む市民、特に子どもたちの命を守ることにも大いに貢献するものである。自主防災組織の主体的な活動に触れることで、子どもたちはその大人の背中を見て防災の重要性を認識し、主体的に防災に関わる中で自分の命は自分で守れる子どもであり、地域への貢献も果たしていく子どもになる。大人が防災においてその範を示すためにも、自主防災組織は市の協力を得ながら、以下の防災活動を中心に学校園所と連携した防災活動の実施に努めるものとする。

(1) 地域と連携した避難訓練

(2) ゲストティーチャー（語り部）としての防災教育

第4 地区居住者等による地区防災計画（地域版防災マップ等）の策定【総務部】

- 1 市の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者を含む。）（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における命を守る防災を推進し、その防災力向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動を推進する。
- 2 市は、地域防災力の充実強化を図るため、ワークショップ等を通じて、自主防災組織の区域毎の地区防災計画（地域版防災マップ等）の作成を支援し、ホームページ等で市民に周知する。
- 3 この場合、地区居住者等は必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を実施することができる。なお、地区防災計画（地域版防災マップ等）の策定にあたっては、高齢者や障害者、女性、ボランティア団体等、多様な主体の参画の促進に努める。
- 4 市は、摂津市地域防災計画に地区防災計画（地域版防災マップ等）を位置付けるよう、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画（地域版防災マップ等）を定めることとする。また、地域防災力の充実強化を図るため、地区防災計画（地域版防災マップ等）を定めた地区の地区居住者等と協力し、具体的な事業に関する計画を定めることとする。
- 5 地区防災計画（地域版防災マップ等）が定められた地区の地区居住者等は、市に対し、当該地区の実情を踏まえて、事業に関する計画の内容の決定又は変更をすることを提案することができる。

第4節 企業防災の促進

第1 BCP等の策定【総務部・生活環境部】

事業者は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

1 BCPの策定

事業者は、従業員の命はもとより、企業の命たる事業の継続の確保にも努めなければならない。被災による事業中断という事態に積極的に備えていくため、事業継続計画（BCP）を策定し、想定される災害が発生した場合でも重要業務を中心に事業が継続できるように運用することに努める。特に小規模事業者は、事業継続力強化支援計画に沿って商工会と協力し事業者BCP策定の取組みに努める。

2 BCMの推進

東日本大震災では、サプライチェーンの寸断により、経済活動への影響が被災地はもとより全国に及び、経済活動が直接の取引先との間で完結するものでなく、サプライチェーンを通じて、広く連鎖すること等が明らかとなった。これを踏まえ、次に示すような事業継続上の取組みを継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて企業防災を推進する。

- (1) 防災体制の整備
- (2) 従業員の安否確認体制の整備
- (3) 必要な物資・資機材の備蓄や防災用品の整備
- (4) 防災訓練
- (5) 事業所の耐震化
- (6) 損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保
- (7) 予想被害からの復旧計画の策定
- (8) 各計画の点検・見直し
- (9) 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- (10) 取引先とのサプライチェーンの確保

※事業継続マネジメント（BCM）

BCP策定や維持・更新、事業継続を実現するための予算・資源の確保、対策の実施、取組みを浸透させるための教育・訓練の実施、点検、継続的な改善等を行う平常時からのマネジメント活動のこと。経営レベルの戦略的活動として位置付けられる。

（引用：内閣府作成 事業継続ガイドラインより）

3 企業文化としての防災文化の創造

「企業文化」という言葉があるように、各企業にはその組織に属していれば暗黙のう

ちに共有され、当たり前のこととなっている信念・価値観・行動パターンがある。このような信念・価値観・行動パターンと同様に、防災も暗黙のうちに従業員全員に共有されている企業文化となるよう、事業者は企業文化としての防災文化の創造に努める。

また、市は、こうした企業文化としての防災文化創造のために、事業者に対して必要な協力・指導・助言等を行う。

第2 防災協定等の締結及び協力・連携【総務部】

1 防災協定等の締結

地域社会の一員として災害時に地域社会に貢献する意思を有し、災害時の支援内容を事前に取り決めることが可能な事業者については、市との協定締結等に協力するよう努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、市との物資等提供の協定締結に努める。

2 地域防災力の向上に向けた協力・連携

事業者は、地域における命を守る防災を推進し、その防災力向上を図るため、市と協働して、防災訓練の実施、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努める。

第3 事業所自衛防災組織の編成【総務部・生活環境部】

風水害や地震災害が発生した場合、多数の者が出入りし、又は利用する施設においては、火災の発生により、大規模な被害発生と混乱が予想される。これらの被害防止と軽減を図るため、特に以下の対象施設については、法令に基づく事業所等が自ら防災組織を編成する。市は、自衛消防組織の育成指導等の必要な協力・指導・助言等を行う。

対象施設

- (1) 多数の者が利用する施設（中高層建築物、劇場、百貨店、旅館、学校、病院等）
- (2) 多数の従業員がいる事業所等で、自衛消防組織を設置することが効果的な施設
- (3) 複数の事業所が共同して自衛消防組織を設置する必要がある施設等

第4 企業防災の促進に向けた情報提供【総務部・生活環境部・大阪府】

府及び市は、事業者の事業継続計画（BCP）の策定、事業継続マネジメント（BCM）の実施や防災活動を促進するため、経済団体や企業防災活動を支援する団体等との連携体制を構築し、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努める。また、「せつつ事業所防災ネットワーク」等を通じて、事業者による企業防災の推進のための協力・指導・助言等を行うとともに、各事業者が持つ知識、経験、ノウハウ、マンパワーを活かす仕組みを構築し、事業者の防災意識の高揚を図る。

第5 防災訓練の実施【総務部・生活環境部】

防災訓練は、従業員の安全確保や事業の継続などの社会的な意義から、企業が執り行うべき責務である。事業者は、防災訓練を随時実施し、作成したBCPや防災マニュアル等

に関する従業員の理解を深めるとともに、内容等の検証を行うよう努める。

第5節 ボランティアの活動環境の整備

第1 ボランティアの活動環境の整備

【保健福祉部・摂津市社会福祉協議会・大阪府・各機関】

府及び市は、更なる地域防災力の充実・強化を図るため、地域のボランティア活動を支援する。さらに、府、市、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、摂津市社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO及びその他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、それぞれ連携するとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時にボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、必要な環境整備を図る。

1 受入窓口・情報発信の充実

各機関は、災害時にボランティア活動を行おうとする者の受入れ・活動の調整を行うための窓口の運営について、連絡調整を行うとともに、情報発信に努める。

2 登録手続きの連携

市は、摂津市社会福祉協議会等と連携し、災害時にボランティアとの情報連絡が円滑に行えるよう、府が行う事前登録に協力する。

3 ボランティアコーディネータ等の育成

各機関は、相互に連携して、ボランティア活動の需要と供給の調整を行うボランティアコーディネータ等の養成に努める。

4 市は、摂津市社会福祉協議会等と連携して、災害時にボランティアの受入れ及び活動のための拠点を、あっせん若しくは提供できるよう、活動支援体制を整備する。

第2章 災害に強いまちづくり

第1節 都市の防災機能の強化

第1 都市基盤施設における効果的整備・防災機能向上

【建設部・総務部・上下水道部・生活環境部・淀川河川事務所・茨木土木事務所・近畿地方整備局】

市、府及び近畿地方整備局は、避難場所・避難路の確保、火災の延焼防止、災害応急活動の円滑な実施を図るため、公園、緑地、道路等の都市基盤施設の効果的整備に努めるとともに、災害対策上有効な防災機能の整備を進める。

また、市は、農地などの貴重なオープンスペースや、耐火造建物が多い地区等、不燃領域の有効活用を図り、防災空間を確保する。

1 都市公園等の整備

- (1) 公園は、避難場所、延焼遮断空間としての機能を有していることから、避難者の救援活動に対応できるよう防災施設の充実を図る。
- (2) 避難場所又は避難路となる都市公園における災害応急対策に必要となる設備（備蓄倉庫、耐震性貯水槽、放送施設等）の設置に努める。

2 道路の整備

- (1) 幹線道路をはじめとする新規道路の整備、既設道路の拡幅等を行い、多重ネットワークの形成に努める。
- (2) 広域避難場所等に通ずる道路について、避難路の機能（「第3章 第4節 第1 4 避難路」参照）の確保に努める。
- (3) 避難路、延焼遮断空間としての機能を強化するため、既存道路の緑化や無電柱化、不法占有物件の除去に努める。

3 市街地緑化の推進

延焼遮断機能を有する緑地や並木等、市街地における緑化、緑の保全を推進する。

4 防災協力農地登録制度の推進

市は、必要な要綱を定め、延焼遮断帯・緊急時の避難場所等、防災上重要な役割を担っている市街地及びその周辺の農地を、適切に保全・活用し、オープンスペースの確保を図る。

5 河川における防災機能の強化

- (1) 河川防災ステーション・船着場の整備促進
- (2) 緊急交通路の補完的機能を果たす緊急用河川敷道路の整備促進

6 下水処理水の再利用を行うための施設の整備促進

第2 市街地の面的整備の推進【建設部】

市は、市街化区域内全域に準防火地域を指定しているが、木造密集市街地においては下記の事業を重層的に実施し、建物不燃化・耐震化促進と住宅・住環境や都市基盤施設の総合的整備を図る。

- (1) 耐震化促進事業
- (2) 土地区画整理事業
- (3) 市街地再開発事業
- (4) 街路事業
- (5) 道路事業
- (6) 公園事業
- (7) 地籍調査事業
- (8) 防災街区整備事業

第3 土木構造物の耐震対策の推進【建設部、淀川河川事務所、茨木土木事務所、近畿地方整備局、西日本高速道路(株)、西日本旅客鉄道(株)、東海旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)、阪急電鉄(株)】

市、府及び近畿地方整備局をはじめ土木構造物の管理者は、自ら管理する構造物について、耐震対策を推進する。

1 鉄軌道施設

高架橋等の耐震対策を実施する。

2 道路施設

道路橋・高架道路等の耐震対策を実施する。特に、緊急交通路の管理者は、耐震診断に基づき補強計画を策定し、補強対策を実施する。

3 河川施設

河川堤防及び河川構造物については、耐震点検に基づき耐震対策等を実施する。

第4 ライフライン災害予防対策の推進

【総務部・上下水道部・関西電力(株)・大阪ガス(株)・西日本電信電話(株)】

ライフラインに係る事業者は、地震、風水害をはじめとする各種災害による被害を防止するため、平常時から施設設備の強化と保全に努めるものとする。

1 ライフラインに係る事業者とのホットラインの確保

市は、電気・ガス・公共交通機関をはじめとするライフラインに係る事業者と災害時のホットラインを確保し、対応策を協議する体制を構築する。

2 上水道施設設備の強化と保全

市は、災害による断水、減水を防止するため、施設設備の強化と保全に努める。

- (1) 水道施設設計指針、水道施設耐震工法指針（日本水道協会）等に基づき、各種災害に耐え得る十分な強度の確保に努める。
- (2) 重要度の高い施設設備の耐震化を推進する。特に、管路には耐震性の高い管材料及び伸縮可とう性継手等を使用し、耐震管路網の整備に努める。
 - ① 浄水池・配水池、主要管路等重要度の高い基幹施設の耐震化
 - ② 医療機関、社会福祉施設その他防災上重要な施設への配水管の耐震化
- (3) 各地域の自己水の活用等によるバックアップ機能を強化する。
- (4) 常時監視及び巡回点検を実施し、施設設備の維持保全に努める。
- (5) 施設の老朽度に応じ、施設の更新、整備等を計画的に推進する。

3 下水道施設設備の強化と保全

市は、災害による下水道施設の機能の低下、停止を防止するため、下水道施設設備の強化と保全に努める。

- (1) 施設設備の新設・増設にあたっては、各種災害に耐え得る十分な強度の確保に努める。
- (2) 補強・再整備にあたっては、緊急度等（危険度、重要度）の高いものから進める。
- (3) 雨水流出抑制対策を進める。

4 電力施設設備の強化と保全

関西電力株式会社は、災害による電気の供給停止を防止するため、電力施設設備の強化と保全に努める。

- (1) 発電・変電施設、送・配電施設、通信設備について、台風、地震の被害を最小限にとどめる強度の確保を図る。
- (2) 電力供給系統の多重化を図る。
- (3) 電気事業法、保安関係諸規定等に基づく施設設備の維持保全、並びに常時監視を行う。
- (4) 施設の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

5 ガス施設設備の強化と保全

大阪ガス株式会社は、災害によるガスの漏洩を防止するため、ガス施設設備の強化と保全に努める。

- (1) ガス施設（製造所・供給所等）について、各種災害に耐え得る十分な強度の確保と、緊急操作設備の充実強化を図る。
- (2) 高圧・中圧・低圧のそれぞれのガス導管、継手には、耐震性の高い管材料及び伸縮可とう性継手の使用に努める。特に、低圧導管に可とう性の高いポリエチレン管の使用を促進する。
- (3) ガス事業法、保安関係諸規定等に基づく施設設備の維持保全並びに常時監視を行う。
- (4) 施設（管路）の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に促進する。

6 電気通信設備及びその付帯設備の強化と保全

西日本電信電話株式会社は、災害による通信の途絶を防止するため、電気通信設備及

びその付帯設備（建物を含む。以下、「通信設備等」という。）の強化と保全に努める。

(1) 電気通信設備等の高信頼化（防災設計）

- ① 豪雨、洪水、高潮又は津波のおそれがある地域にある電気通信設備等について耐水構造化を行うとともに、建物内への浸水防止のため水防板、水防扉の更改を実施する。
- ② 暴風のおそれがある地域にある電気通信設備等について耐風構造化を行う。
- ③ 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行う。

(2) 電気通信システムの高信頼化

- ① 主要な伝送路を多ルート構成又はループ構造とする。
- ② 主要な中継交換機を分散設置とする。
- ③ 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。
- ④ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。

(3) 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化

電気通信設備の設備記録等重要書類、通信処理システム及び通信システム等のファイル類について、災害時における滅失又は損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講ずる。

(4) 災害時措置計画の作成と現用化

災害時における重要通信の確保を図るため、伝送装置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成し、現用化を図る。

(資料)

資料 13 緊急交通路一覧表

資料 14 防災拠点・緊急交通路図

資料 15 災害時用臨時ヘリポートの選定基準

資料 21 避難路・避難場所等図

第2節 建築物等の安全化

第1 建築物の耐震対策等の促進【建設部・総務部・各部】

市は、昭和56年に新耐震基準（建築基準法）が施行される以前に建てられた住宅建築物、地震に対する安全性が明らかでない住宅建築物を重点に、耐震診断及び必要な耐震改修を促進する。また、リフォーム、改築や増築に際しても防災上の重要度等に応じた耐震対策を促進する。さらに、非構造部材の脱落防止等の落下物対策、液状化対策等を適切に実施する。また、市は「住宅建築物耐震10カ年戦略・大阪（建築物の耐震改修の促進に関する法律による耐震改修促進計画）」を踏まえ、市町村耐震改修促進計画の見直しを行い、地域特性に応じた施策の展開や計画的な公共建築物の耐震化を図る。

1 公共建築物の耐震化

- (1) 市は、公共建築物について、老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。また、防災上の重要度等に応じ、順次耐震診断を実施し、その診断結果に基づき、重要性や緊急性を考慮し、耐震改修を計画的に実施する。
- (2) 市は、公共建築物の建築にあたり、防災上の重要度に応じた耐震対策を実施する。
- (3) 市は、ブロック塀等の安全対策、家具の転倒防止の安全対策、天井等の2次構造部材の脱落防止等の落下対策、エレベーターにおける閉じ込め防止対策等を図るものとする。
- (4) 市は、建築基準法及び国等の定める液状化に関する設計基準等に基づき、液状化の発生の可能性及びその程度を予測し、それにより建築物等の保有すべき性能が損なわれると判断した場合には、適切な措置を講じるものとする。

2 民間建築物の耐震化

- (1) 市は、国、府と連携し、市民及び建物所有者が、自主的に耐震化へ取り組むことを基本とし、その取組みを支援する。また、建築物の耐震化についての情報提供や啓発活動を行うことにより、民間建築物の耐震診断・改修の促進を図る。
- (2) 市は、施設管理者（建物所有者等）が、非構造部材の天井の脱落防止等の落下対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図るよう啓発する。

第2 公共建築物の安全点検【各部】

施設所管課は定期的に施設点検を実施し、施設の変化にいち早く気づくことができる施設管理体制を整えるとともに、施設に損壊が発生した場合は、応急的に立ち入り禁止措置や避難・閉鎖措置をとる。特に、避難所指定施設については、安全を確認した上で開所できるように、建築事業組合等の専門家に協力を求めるなど現場確認体制の強化を図る。

第3 建築物の安全性に関する指導等【大阪府・建設部】

府、市は、建築物の安全性を確保し、市民等の生命を保護するため、建築物の敷地、構造及び設備等について、建築基準法等や府福祉のまちづくり条例等に基づく指導、助言等

を行う。

1 定期報告制度の推進

建築基準法第 12 条による特殊建築物等の調査・検査報告及び高層建築物等の防災計画書の作成指導

2 都市施設の福祉的整備

不特定かつ多数の者の利用に供する建築物、道路、公園、駐車場等の福祉的整備に関する協議・指導

第3節 水害減災対策の推進

第1 洪水防止、洪水被害の軽減【建設部・淀川河川事務所・茨木土木事務所・西大阪治水事務所】

1 国土交通大臣管理河川の改修

淀川本川においては、計画規模の降雨が生起した場合においても、洪水を安全に流下させるため、中・上流部の河川改修と整合性を図りながら現在事業中の洪水調整施設を順次整備するとともに、洪水の流下を阻害している橋梁である阪神電鉄西大阪線橋梁の改修事業を関係機関と調整しながら、まちづくりと一体的に整備を進める。

また、堤防が計画規模を上回る洪水により破堤した場合の甚大な被害を避けるため、高規格堤防の整備を進める。

2 大阪府知事管理河川の改修

- (1) 都市型豪雨等、様々な降雨により想定される河川氾濫・浸水の危険性から、人命を守ることを最優先とする。
- (2) 安威川及び神崎川については、200年に一度（1時間雨量272mm前後）の豪雨に対応できるよう計画的な河川改修、ダムの実施を推進する。
- (3) 当面はおおよそ10年に一度の降雨（1時間雨量50mm程度）に対応できるよう排水施設の整備を進める。
- (4) 安威川、大正川、境川、山田川、正雀川の改修や貯留施設の整備を推進する。
- (5) 河川施設の機能が発現されるよう維持管理に努める。

3 排水路ポンプ場の整備

近年の局地化・集中化・激甚化している降雨に対応するため、水位計を設置することで、遠隔で水位監視を行い、市内各所の水位データを記録・蓄積し、事象ごとの水位変動を検証し、より迅速かつ適切な大雨時の判断と対応を行う。

また、大雨時の市内の水位とその周辺状況を確認するため、遠隔監視カメラの整備を進める。

第2 浸水防除の推進【建設部・上下水道部・淀川右岸水防事務組合】

1 浸水防止対策

市は、水路の氾濫等による浸水被害を防止するため、公共下水道の雨水整備に努める。

2 地下空間浸水対策の推進

市は、国土交通省の地下空間における浸水対策ガイドラインや（財）日本建築防災協会の地下街等浸水時避難計画策定の手引き等を活用し、浸水想定区域内の地下空間の所有者、管理者及び建設予定者等に対し、浸水対策を啓発する。

3 ため池の治水活用

府、市やため池管理者等関係機関は相互に連携し、台風や局地的豪雨時の流域における洪水発生防止や浸水被害の軽減を図るため、ため池の洪水調節機能を活用した余水吐の改良等の整備を促進するとともにその機能保全に努める。

4 浸水被害軽減地区の指定

水防管理者は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域（河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。）を除く。）内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めたときには、河川管理者から必要な情報提供及び助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

第3 地盤沈下対策【生活環境部】

市は、地下水の汲み上げによる土地の低下や堤防の沈下などの地盤沈下により台風や大雨による災害が発生しないよう、条例により地下水の採取規制を行う。

第4 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保【総務部・保健福祉部】

1 市は、浸水想定区域の指定を受けて、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、市民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を行う。

(1) 洪水予報等の伝達方法

(2) 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

(3) 浸水想定区域内に地下街等で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、又は主として災害時要援護者等、特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることが必要なもの、大規模工場等の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地

(4) 名称及び所在地を定めたこれらの施設については、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法

2 上記1により摂津市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた所有者又は管理者は、下表のとおり避難確保計画または浸水防止計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置等の措置を講じる。

事業所等	地下街	高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者利用施設	大規模工場等（申出があったもの）※注
措置の義務付け	義務 （市町村長からの指示に従わない場合、公表の措置あり）	義務 （市町村長からの指示に従わない場合、公表の措置あり）	努力義務
措置の内容	・避難確保計画の作成	・避難確保計画の作成	・浸水防止計画の作成

	・ 浸水防止計画の作成 ・ 訓練の実施	・ 訓練の実施	・ 訓練の実施
自衛水防組織	自衛水防組織の設置義務あり 構成員の市町村長への報告	自衛水防組織を設置した場合、構成員の市町村長への報告	自衛水防組織を設置した場合、構成員の市町村長への報告

※注：大規模工場その他の施設であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの

第5 洪水リスクの開示等【総務部】

市は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供及び助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを公表するとともに、洪水リスクをわかりやすく住民に周知するため、説明会・講習会の実施等必要な措置を講じる。また、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、必要な措置に関する計画を策定する際の参考とする。ハザードマップ等の作成にあたっては、早期の立退き避難が必要な区域を明示する。

また、洪水、雨水出水、高潮に対する事前の備えと洪水や高潮時の迅速かつ的確な情報提供・避難により、水災の軽減を図るため、水位周知河川の洪水特別警戒水位(氾濫危険水位)の発表、想定し得る最大規模の降雨・高潮による浸水想定区域の指定・公表、避難体制の整備を行う。

第6 水防と河川管理等の連携

【総務部・淀川河川事務所・茨木土木事務所、淀川右岸水防事務組合】

- 1 市は、国や府が組織する洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「淀川管内水害に強い地域づくり協議会」等を活用し、国、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築する。
- 2 水防管理者は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。

第4節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

大阪府域では、地震による被害が発生する可能性があり、その対策が必要となる地域である。大阪府は、これまで1次から4次に亘る地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、地震防災上、緊急性の高い箇所・施設について整備を推進してきたが、近い将来に南海トラフ巨大地震が発生することが懸念されることや、社会状況の変化等により、引き続き整備が必要という状況にある。

これらのことから、大阪府は、第4次地震防災緊急事業五箇年計画（H23～H27）の事業未達成部分を含め、改めて、地震防災上、整備すべき緊急性の高い項目を総合的に勘案した第5次地震防災緊急事業五箇年計画を推進することにより、各種施設の緊急的な整備を図り、府域の安全性の向上に努める。

市は、府と協力し、府が策定した地震防災対策特別措置法に基づく第5次地震防災緊急事業五箇年計画を中心として、地震防災上緊急に整備すべき事業の推進を図る。

第5節 危険物等災害予防対策の推進

第1 危険物災害予防対策【消防本部】

市は、消防法はじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、危険物施設における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

1 規制

- (1) 立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準の遵守を徹底させる。
- (2) 危険物施設内の危険物の取扱いについては、危険物取扱者が行い、その者以外が取扱う場合には、資格を持った者の立会いを徹底させる。
- (3) 関係機関と連携して、危険物積載車両等の一斉取締りを実施する。

2 指導

- (1) 危険物施設の実態に即した予防規程の策定
- (2) 危険物施設の維持管理等の適正な実施
- (3) 危険物施設の定期点検の適正な実施
- (4) 災害発生時における災害の拡大防止のための施設・設備の整備及び緊急措置要領の策定など、当該危険物施設の実態に応じた必要な措置の実施

3 自主保安体制の確立

- (1) 大規模な危険物施設事業所に対し、自衛消防隊の組織化や活動要領の策定など、自主的な防災体制の確立を指導する。
- (2) 危険物施設事業所等に対して、保安教育、消火訓練等の実施手法について指導する。

4 啓発

危険物取扱者等に対し、保安管理の向上を図るため、研修会、講習会を実施するとともに、危険物安全月間を中心に、関係者に各種啓発事業を行う。

第2 高圧ガス災害予防対策【消防本部】

市は、高圧ガス保安法、及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律をはじめ、関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、高圧ガス関係事業所における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

1 規制

- (1) 立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準の遵守を徹底させる。
- (2) 関係機関と連携して、高圧ガス積載車両等の一斉取締りを実施する。

2 指導

- (1) 危害予防規程の策定

- (2) 高圧ガス関係事業所における保安教育、施設の維持管理等の適正な実施
- (3) 販売事業者等に対し、保安の確保を図るため、立入検査等の指導

3 自主保安体制の確立

- (1) 大規模な高圧ガス関係事業所に対し、自衛消防隊の組織化や活動要領の策定など、自主的な防災体制の確立を指導する。
- (2) 高圧ガス関係事業所等に対して、保安教育、消火訓練等の実施方法について指導する。

4 啓発

立入検査の実施、啓発ポスターの配布等により、関係者の保安意識の高揚を図る。

第3 火薬類災害予防対策【消防本部】

市は、府警察（摂津警察署）と連携し、盗難防止対策を含めた火薬類の災害を防止するため、火薬類取締法をはじめ関係法令の遵守徹底・規制を行うとともに、火薬類取扱事業所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

1 規制

立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準の遵守を徹底させる。

2 指導

- (1) 危害予防規程の策定
- (2) 火薬類取扱事業所等における保安教育や定期点検の実施

3 自主保安体制の確立

火薬類取扱事業所等に対して、保安教育、消火訓練等の実施方法について指導する。

4 啓発

立入検査の実施、啓発ポスターの配布等により、関係者の保安意識の高揚を図る。

第4 届出を要する物質及び火気管理等の予防対策【消防本部】

1 査察の実施

市は、適時査察を実施し、電気設備及び火気使用設備等の位置、構造及び火気使用等について、摂津市火災予防条例に基づいた取扱い等を指導する。

2 届出の指導

貯蔵及び取扱いについては、消防法第9条の3及び摂津市火災予防条例による届出を指導する。

第5 放射線災害予防対策の推進【関係事業者】

放射性同位元素の使用者、販売業者及び廃棄業者は、施設及び設備を常に法令の定める基準に適合するよう維持管理するとともに、放射線障害予防規程等の整備、保安組織の確立、従業員の教育訓練の実施、放射線障害の防止に万全を期すこととする。

第3章 災害応急対策・復旧への備え

第1節 情報収集伝達体制の整備

第1 情報収集体制の充実【総務部・生活環境部】

1 マニュアルの整備・訓練の実施

市は、災害発生後、災害情報や被害状況の迅速な収集、とりまとめを確実に実施するために、各部及び各職員の役割や情報収集伝達の手順、情報伝達項目等を定めた「職員初動マニュアル」の充実を図る。また、各部は、情報分析項目の優先度を定めるとともに、定期的な訓練等により無線、有線各通信系統の通信方法、利用方法等の習熟を図る。「職員初動マニュアル」は、常に見直しを行い、実効性を高めるよう努める。

2 報道機関との連携協力

市は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関と連携協力した広報体制の整備に努める。

3 各種広聴体制の整備

市は、災害発生直後の市民からの通報や問合せに対応するため、市役所及び連絡所内に災害相談窓口及び相談所の設置場所をあらかじめ定めておき、電話回線についても確保をしておく。また問合せ・要望内容の処理、担当課への連絡方法、本部会議への報告方法等に関するマニュアルを作成し、緊急問合せの対応に必要な地図、資料等をあらかじめ準備する。

第2 情報伝達体制の充実【市長公室・総務部】

1 迅速な災害広報体制の確立

市は、次の内容について定めた災害時広報マニュアルを作成する。また、広報する必要がある情報を収集、整理する者をあらかじめ指定する。

- (1) 被災者に対して提供すべき広報内容
- (2) 災害応急活動の窓口及び実施状況
- (3) 地震情報（震度、震源、地震活動等）・津波・気象・水位等の状況
- (4) 出火防止、初期消火など、適切な対応のための呼びかけ

2 通信施設の整備・点検

市は、災害に関する情報連絡等について、電話・無線通信設備等の機能を常時維持するため、保守管理を徹底し整備を行う。また、災害に備え機器の転倒防止、浸水の防止、予備電源の確保を図るとともに、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。市が保有する各種データベースについては、重要度に応じてバックア

ップを確保する。被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入についても検討する。

3 防災行政無線の整備

市は、災害時における応急対策及び市民等への情報伝達を迅速かつ円滑に実施するため、防災行政無線機器の老朽化、保守等の問題に応じて、充実を図る。

4 大阪府防災情報システム（O-D I S）の活用

市は、府庁、府下市町村等を接続した大阪府防災情報システムを利用して、迅速・的確な応急対策の実施を図る。また、災害状況を即座に府に報告できるように、操作に習熟する。

5 災害無線通信体制の充実強化

市及び防災関係機関は、災害時等に加入電話又は自己の所有する無線通信施設等が使用できない場合又は利用することが困難となった場合に対処するため、電波法第 52 条の規定に基づく非常通信の活用を図る。

(1) 非常通信訓練の実施

市及び防災関係機関は、災害時等における非常通信の円滑かつ効率的な運用と防災関係機関相互の協力体制を確立するため、平常時より非常通報の伝送訓練等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。

(2) 非常通信の普及、啓発

近畿地方非常通信協議会は、防災関係機関等に対し、災害時における情報連絡手段としての非常通信の有効性及び利用促進について普及啓発を行う。

また、近畿地方非常通信協議会に未加入の無線通信施設等を有する機関又は団体、非常通信の運用に関わりのある機関又は団体の加入促進を図る。

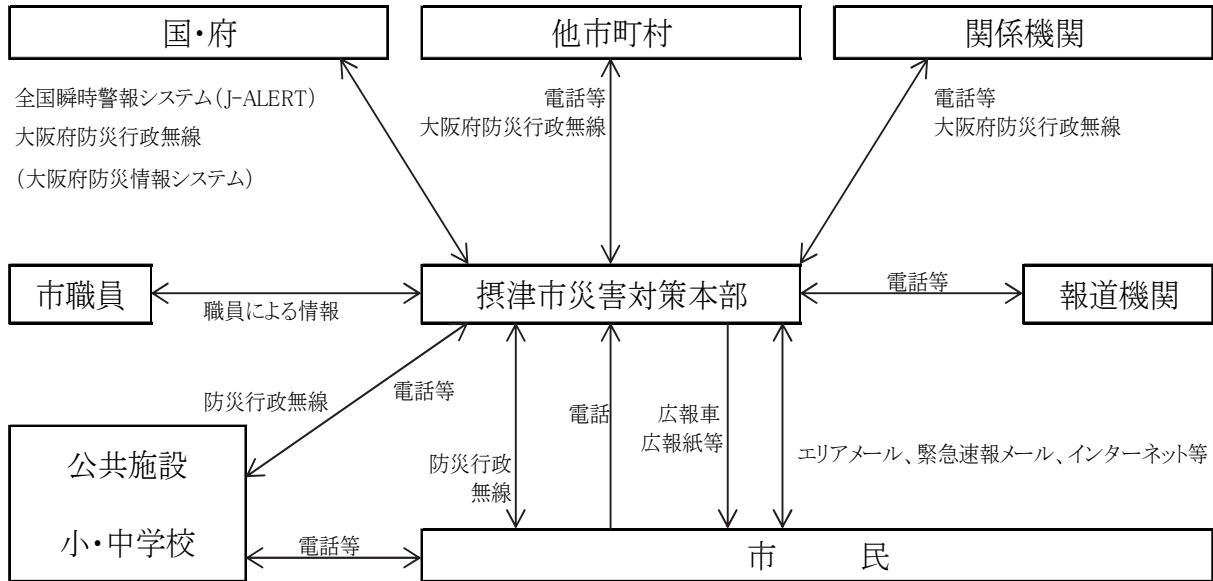
6 多様な通信手段の整備

(1) 市は、災害時における情報の収集、連絡活動を迅速的確に行うとともに、災害時に必要な情報を庁内及び防災関係機関等に伝達する手段として、地域防災無線の整備を進める。

(2) 市は、報道機関、市民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制を整備する。

被災者等への情報伝達手段として、特に防災行政無線（戸別受信機を含む。）等の無線設備の整備を図るとともに、広報車、インターネット（市ホームページ）、電話、ファックス、エリアメール、緊急速報メール、Lアラート（災害情報共有システム）、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）の活用も含め、災害時要配慮者にも配慮した多様な情報伝達手段を確保する。

【情報収集伝達体制】



(資料)

資料 11 摂津市防災行政無線局管理運用規程

第2節 総合的防災体制の整備

第1 中枢組織体制の整備【総務部】

市は、総合的な防災対策を推進するため、防災に係る組織体制を整備する。

防災対策検討委員会

平常時の防災体制として、市の防災対策を総合的かつ計画的に推進する。

＜組織＞	委員長	副市長
	委員	部長級職員
	幹事	関係次長級・課長級職員

第2 初動体制の整備【総務部・防災関係機関】

市は、災害時の組織体制の整備と併せて、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、職員の配備体制及び参集体制の整備を図るとともに、災害対策本部等の拠点の設置や防災関係機関の現地情報連絡員を含めた情報共有の仕組みを構築する等、運営方法を整備する。また、そのための資料として、過去の災害記録を整理しておく。

市と府は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。

防災関係機関は、災害時に各々の応急対策活動を的確に実施できるよう、防災に係る組織動員の整備に努める。

第3 防災中枢機能等の確保、充実【総務部】

市は、災害発生時に速やかな体制がとれるように、防災中枢機能等を確保・充実する。

1 防災中枢施設の整備

市は、防災中枢施設の耐震化（非構造部分部材を含む）をはじめとした整備をするとともに、その代替施設の選定、自家発電設備等の整備を行う。

2 災害対策本部及び市職員用備蓄

災害対策本部及び市職員は、市民と同様に災害時に備えて食料及び生活必需品を備蓄することとし、市は不測の事態に対応するため、災害対策本部用として最低限の食料等を備蓄する。

第4 防災拠点の整備【総務部】

市は、市域における備蓄拠点、物資集積・輸送拠点、応援部隊の受入れ及び活動拠点として、広域防災拠点及び後方支援活動拠点と連携した地域防災拠点を整備する。

1 備蓄拠点

摂津市役所前近畿自動車道高架下水防倉庫及び備蓄倉庫
鳥飼水防倉庫（鳥飼本町4丁目2番）

摂津市役所
摂津市内小・中学校
明和池公園（千里丘新町2）

2 物資集積・輸送拠点

摂津市役所本庁及び近畿自動車道高架下並びにその周辺
摂津市青少年運動広場（鶴野3丁目1番）

3 応援部隊の受入れ及び活動拠点

摂津市青少年運動広場（鶴野3丁目1番）
摂津市スポーツ広場（鳥飼西3丁目8番）
明和池公園（千里丘新町2）

特に、摂津市青少年運動広場（鶴野3丁目1番）等については、一時避難場所や備蓄拠点、物資搬送拠点として、地域の防災拠点の役割を担っており、また府が整備する広域防災拠点及び後方支援活動拠点としても位置付けていることから、一時避難場所の機能充実及び各機関の受入れ機能を強化するよう整備を行う。

第5 防災資機材等の整備【総務部】

市及び防災関係機関は、応急対策及び応急復旧に迅速に対応するため、必要な人材、装備及び資機材の確保、整備に努める。

1 資機材等の備蓄及び技術者等の把握

装備・資機材等の充実に努めるとともに、関係団体との連携により資機材・技術者等の確保体制の整備に努める。

また、大規模事故災害に対応するため、消火薬剤等の備蓄に努める。

2 資機材等の点検

備蓄、保有する装備・資機材は、随時点検並びに補充交換を行い、保全に万全を期する。

3 データの保全

地籍、権利関係書類並びに測量図、構造図等の復旧に必要な各種データを整備、保管する。特に、データ及びコンピュータシステムのバックアップに万全を期する。

第6 防災訓練【総務部・消防本部】

市は、災害時において関係機関の緊密な連携のもとに、迅速かつ的確な防災活動が実施できるようにするため、防災訓練を実施する。実施にあたっては、各種災害に関する被害想定を明らかにし、必要に応じ交通規制を行うなど、実践的な内容とする。

訓練後には訓練成果を取りまとめた事後評価を行い、必要に応じて防災組織体制等の改善を図る。

1 総合防災演習

地震・大雨・台風などの災害時に備えて、防災関係機関及び市民の協力・参加のもとに、水防、消火、救出救助、救護、防疫、清掃、通信、給水、その他各種の訓練内容を包含した総合的な防災演習を計画、実施する。

なお、高齢者、障害者、その他の災害時要援護者についても、自治会等の住民組織や施設等を通じて訓練への参加を呼びかける。

2 消防訓練

現有消防力の合理的運用及び的確な防ぎょ活動の万全を期するため、消防技術の向上及び習熟を目的として必要な訓練を行う。

3 広域的訓練

隣接市町や応援協定締結市町への訓練の参加及び共同訓練を実施する。

4 地域における訓練

災害発生時に被害を最小限にとどめるためには、市民による初期防災活動が不可欠である。そのため、自主防災組織等地域の組織に対し訓練の実施を呼びかけるとともに、訓練実施時には住民の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の指導・啓発を行い、地域の防災力の向上を図る。

5 その他の訓練

通信訓練、非常招集、その他災害に関する訓練を、単独又は総合防災訓練・消防訓練とあわせて実施する。

6 国、府、その他関係機関の実施する訓練への参加

国、府、その他関係機関の実施する訓練に積極的に参加し、相互の連絡を密にするとともに市の防災力の向上を図る。

第7 消防団員等に対する防災教育【消防本部】

消防本部・署は、消防団員、婦人防火クラブ員に災害時のリーダーとしての能力を育成するため、研修及び訓練を実施する。

第8 防災に関する調査研究の推進【総務部】

市及び防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、総合的、計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定及び防災体制等について、調査研究を継続的に実施する。

第9 広域防災体制の整備【総務部】

市及び防災関係機関は、平常時から大規模災害をも視野に入れ、広域的な防災体制の整備を図るとともに、協定締結機関等との情報交換を行う。

第10 自治体被災による行政機能の低下等への対策【総務部】

市及び防災関係機関は、大規模災害等による被災によって行政機能が大幅に低下し、災害対応が困難となることも視野に入れて、BCP（業務継続計画）の策定・運用等必要な体制を整備する。

1 市BCP（業務継続計画）の策定・運用

南海トラフ巨大地震や上町断層帯地震等の大規模地震が発生した場合、摂津市役所の庁舎（建物・ライフライン等）や職員等も甚大な被害を受けることが想定される。

そのような状況に陥った場合でも、災害応急対策業務に万全を尽くすとともに、市民生活に直結する業務等について、できる限り継続的に実施することが必要であり、また、やむを得ず中断を余儀なくされた場合においても速やかに復旧するため、市は、以下の方針に基づき業務継続を図るとともに、自治体BCP（業務継続計画）を作成し、適切に運用する。

- (1) 大規模地震での被害を最小限にとどめるため、本計画に定められた災害応急対策業務に万全を尽くす。
- (2) 自治体の行政機能が一部停止することによる市民生活や経済活動等への支障を最小限にとどめるため、市長不在時の明確な代行順位、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、自ら保有するコンピューターシステムや重要な行政データのバックアップ対策を講じるとともに、中断が許されない通常業務の継続・早期再開に努める。
- (3) 災害応急対策業務及び中断が許されない通常業務の継続を図るため、早期参集等により必要な要員を確保するとともに、執務室をはじめ、電気・水・食糧や災害時にもつながりやすい多様な通信手段等にかかる業務資源の確保に努め、またどの段階でどの業務を行うかの基準を整備する。
- (4) 定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行う。

第11 事業者・ボランティアとの連携【総務部・保健福祉部・大阪府】

府、市は、企業等との間で連携強化を進め、民間事業者等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結するなど、協力体制を構築することにより、民間事業者のノウハウや能力等を活用しながら、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。また、市は、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設の確保を図る。

また、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、その自主性を尊重しつつ、災害対策全般において、ボランティア団体等と連携した取組みが行えるよう、防災協定の締結やコーディネート機能の強化に努める。

（資料）

資料 5 摂津市災害対策本部条例

- 資料 6 摂津市災害対策本部組織図
- 資料 7 災害時における配備職員数
- 資料 14 防災拠点・緊急交通路図
- 資料 18 防災用資機材保有一覧

第3節 他の市町村及び防災関係機関との連携体制

第1 応援・受援体制の整備【総務部・市長公室・消防本部】

1 連携体制の構築

市は、自衛隊、消防機関による「緊急消防援助隊」、警察機関による「広域緊急援助隊」その他の防災関係機関と平時からの情報交換・連絡会・訓練等を通じて良好な関係づくりを図り、連携体制を構築する。

2 応援・受援計画の作成

市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の自治体等から応援を受けることができるよう、応援・受援計画を策定し、応援・受援に関する手順、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制等について必要な準備を整える。

【応援・受援計画の目的】

支援を要する業務や受入れ体制などを定め、計画としてまとめておくことで、大規模災害発生時に、自らの行政機能だけでは対応できない事態に他の自治体等、多方面からの支援を最大限活かすことを目的とする。

【計画に定める主な内容】

- (1) 組織体制の整備
- (2) 他の自治体等から応援のため派遣される職員による人的応援の要請・受け入れ
- (3) 人的応援に係る担当部局との調整
- (4) 災害ボランティアの受け入れ
- (5) 人的支援等の提供の調整
- (6) 全国の自治体等に対する物的応援の要請・受け入れ
- (7) 人的・物的資源の管理及び活用

3 応援の要求・拠点の確保

市は、市単独では十分に被災者に対する救助等の災害応急対策や応急措置が実施できない場合に、迅速に関係機関に応援を要求するとともに、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等のための拠点を確保する。

第4節 避難受入れ体制等の整備

第1 避難場所、避難路の指定・整備【総務部・保健福祉部】

災害の発生に伴い、市民等の安全を確保するとともに、被災者を一時収容するため、あらかじめ安全な場所や避難のための道路を確保しておく必要がある。

そのため、市指定の避難場所として、一時避難場所、広域避難場所、避難所、緊急避難場所の区分で指定し、確保する。なお、緊急避難場所については、災害の種別に応じて指定することから、市民が適切な緊急避難場所に避難するよう周知を図る。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底する。また、高齢者、障害者、その他の災害時要援護者（以下「災害時要援護者」という。）並びに男女のニーズの違いに配慮を行った避難所のあり方や避難生活の長期化への対応について検討するとともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、必要に応じて専門家等との情報交換を行う。

1 一時避難場所

地震発生時に、市民が一時的に避難できるグラウンド、都市公園（原則として面積1ha以上）また、防災機能を有した場所を一時避難場所として選定する。

＜一時避難場所一覧表（協定を締結した民間施設を含む）＞

一 時 避 難 場 所	所 在 地	収容人員 (人)
1 明和池公園	千里丘新町2	10,500
2 千里丘防災広場	千里丘3丁目6	954
3 千里丘小学校グラウンド	千里丘3丁目15-4	3,737
4 市場池公園	千里丘6丁目688	10,000
5 旧三宅小学校グラウンド	千里丘東1丁目17-46	4,423
6 摂津高等学校グラウンド	学園町1丁目5-1	13,650
7 第三中学校グラウンド	学園町1丁目3-1	11,946
8 三宅柳田小学校グラウンド	学園町2丁目9-1	7,294
9 青少年運動広場	鶴野3丁目1	19,499
10 味舌小学校グラウンド	三島2丁目13-38	7,260
11 摂津小学校グラウンド	三島3丁目14-60	8,453
12 星翔高等学校グラウンド	三島3丁目5-36	10,000
13 第一中学校グラウンド	南千里丘3-20	10,994
14 庄屋公園	庄屋1丁目10	14,000
15 安威川流域下水道味舌ポンプ場	正雀4丁目15-10	7,400
16 大阪経済大学摂津キャンパス	別府3丁目15-25	10,000
17 別府公園	別府3丁目19	7,000
18 第四中学校グラウンド	東別府4丁目6-1	11,140

	一 時 避 難 場 所	所 在 地	収容人員 (人)
19	別府小学校グラウンド	東別府5丁目1-33	7,500
20	味生小学校グラウンド	一津屋2丁目19-1	9,638
21	鳥飼西小学校グラウンド	鳥飼西3丁目1-1	3,825
22	スポーツ広場	鳥飼西3丁目8-1	17,453
23	第二中学校グラウンド	鳥飼八防2丁目1-1	9,351
24	鳥飼小学校グラウンド	鳥飼下1丁目7-1	4,398
25	鳥飼北小学校グラウンド	鳥飼本町5丁目10-1	7,210
26	ふるさと公園	鳥飼本町4丁目7	11,000
27	第五中学校グラウンド	鳥飼新町1丁目10-1	10,150
28	鳥飼東小学校グラウンド	鳥飼上3丁目4-51	5,730
29	せんだん公園	鳥飼上3丁目4	11,000

2 広域避難場所

地震災害時等における火災の延焼拡大によって生じる輻射熱、熱気流から、市民等の安全を確保できる場所を広域避難場所として選定する。

- (1) 選定される避難者1人あたり概ね1㎡以上の避難有効面積を確保できること
- (2) 延焼火災に対し有効な遮断ができる概ね10ha以上の空地(10ha未満の空地であっても、周辺地域に耐火建築物等が存在し、火災に対して有効な遮断が可能な場所を含む)
- (3) 土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められるもの((2)に該当するものを除く。)

	名 称	所 在 地	面 積 (㎡)	避難対象地域
1	万博記念公園	吹田市	2,580,000	安威川より北側の地域
2	淀川河川公園	淀川河川敷	402,000	安威川より南側の地域

3 避難所及び緊急避難場所（地震災害時）

- (1) 避難所とは、災害時に被害を受け、又は受けるおそれのある市民が応急生活をするための場所である。現状では、公的施設だけでは想定避難者数に対して収容力が不足するため、民間施設の避難所指定を促進する。
- (2) 緊急避難場所とは、災害から緊急的に避難する場所である。
- (3) 各施設管理者は必要に応じ、換気、照明等の設備の整備や非常用電源等の確保に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。
- (4) 選定基準
 - ① 原則として、自治会又は小学校区を単位とする。
 - ② 原則として、耐震・耐火構造の公共建築物（学校・公民館等）を利用する。
 - ③ 避難所の収容基準は、概ね3.3㎡あたり2人とする。但し、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施

設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

- ④ 緊急避難場所の収容基準は、概ね1㎡あたり1人とする。
- ⑤ 市指定の避難所及び緊急避難場所は次表のとおりである。

<避難所及び緊急避難場所一覧表>

	避難所及び緊急避難場所	所在地	収容人員(人)	
			避難所	緊急避難場所
1	千里丘小学校	千里丘3丁目15-4	1,588	2,621
2	千里丘公民館	千里丘3丁目9-47	158	261
3	第三中学校	学園町1丁目3-1	1,968	3,247
4	三宅柳田小学校	学園町2丁目9-1	1,652	2,725
5	子育て総合支援センター遊戯室 (旧三宅小学校内)	千里丘東1丁目17-46	360	594
6	摂津小学校	三島3丁目14-60	1,513	2,497
7	第一中学校	南千里丘3-20	2,336	3,855
8	コミュニティプラザ	南千里丘5-35	687	1,135
9	味舌小学校	三島2丁目13-38	1,255	2,072
10	正雀体育館	正雀4丁目2-3	307	506
11	安威川公民館	正雀4丁目9-28	402	664
12	市民図書館	正雀4丁目9-25	613	1,012
13	別府コミュニティセンター	別府2丁目10-21	334	552
14	別府小学校	東別府5丁目1-33	1,864	3,076
15	第四中学校	東別府4丁目6-1	1,965	3,242
16	味生体育館	別府2丁目3-1	363	599
17	味生小学校	一津屋2丁目19-1	1,633	2,695
18	味生公民館	一津屋1丁目16-13	186	307
19	鳥飼西小学校	鳥飼西3丁目1-1	1,908	3,148
20	第二中学校	鳥飼八防2丁目1-1	2,397	3,956
21	鳥飼小学校	鳥飼下1丁目7-1	1,460	2,410
22	鳥飼北小学校	鳥飼本町5丁目10-1	1,754	2,895
23	新鳥飼公民館	鳥飼本町1丁目9-45	267	440
24	鳥飼体育館	鳥飼本町1丁目9-45	377	623
25	第五中学校	鳥飼新町1丁目10-1	1,603	2,646
26	鳥飼東小学校	鳥飼上3丁目4-51	1,301	2,146
27	鳥飼東公民館	鳥飼上2丁目3-55	168	277
28	正雀市民ルーム	正雀本町1丁目11-1	326	538
29	星翔高等学校 知新館	三島3丁目5-36	242	400
30	大阪府立摂津高等学校	学園町1丁目5-1	1,878	5,400

4 避難路

地震災害時の広域避難場所に至る避難路を選定する。

- (1) 原則として、幅員が16m以上の道路又は10m以上の緑道
- (2) 沿道市街地における土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められる道路又は緑道（(1)に該当するものを除く。）
- (3) 落下物、倒壊物による危険等、避難の障害のおそれが少ないこと
- (4) 水利の確保が比較的容易なこと

5 避難所（風水害時）

- (1) 避難所とは、災害時に被害を受け、又は受けるおそれのある市民が応急生活をするための場所である。

現状では、公的施設だけでは想定避難者数に対して収容力が不足するため、民間施設の避難所指定を促進する。

- (2) 各施設管理者は必要に応じ、換気、照明等の設備の整備や非常用電源等の確保に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。
- (3) 選定基準
 - ① 地震災害時の避難所の基準に準じる
 - ② ただし、上記に適合する公的施設で、洪水による浸水が想定される施設については「緊急避難場所」として別途定義する。
 - ③ 市指定の避難所は次表のとおりである。

<避難所一覧表>

	避難所	所在地	収容 人員 (人)	階層 (最大)	想定浸水深(m)			
					安威川	山田川 ・正雀川	大正川 ・境川	淀川
1	千里丘小学校	千里丘3丁目15-4	1,588	4	-	-	-	-
2	千里丘公民館	千里丘3丁目9-47	158	2	-	-	-	-
3	子育て総合支援センター 遊戯室（旧三宅小学校内）	千里丘東1丁目17-46	360	1	-	-	-	-

6 緊急避難場所（風水害時）

- (1) 洪水時の緊急避難場所は、以下の条件を満たす施設である。
 - ① 洪水時に被害を受けるおそれのある区域（浸水想定区域）内に立地
 - ② 浸水被害等に対して安全な構造を有する
 - ③ 想定される災害からの被害を免れる受入れ部分（避難スペース）とそこへの避難経路を持つ
 - ④ 災害発生時に迅速に開設を行うことが可能な管理体制等を有する
- (2) 洪水時の緊急避難場所は、次のいずれかである。

- ① 地震災害時の避難所のうち、洪水浸水想定区域内にあるが、上層階で浸水を免れる部分がある施設
 - ② 協定を締結するなどして、洪水災害時のために指定された民間施設
 - ③ 洪水浸水想定区域外で、洪水時の一時的な退避先として指定された施設
- (3) 避難生活を送る場所として整備された避難所と違い、緊急避難場所は命を守ることを最優先とした避難先であり、ライフラインの停止等により避難後の不便が生じることから、洪水発生危険時には避難所と緊急避難場所の違いについて市民への周知徹底を図るものとする。
- (4) 淀川や安威川の氾濫時には、摂津市域の多くが浸水することから、これらの河川の氾濫時に備えて市は、市外も含めた安全な避難先の確保と整備に努めることとする。
- (5) 市民は、避難所と緊急避難場所の違いを理解し、淀川や安威川の氾濫が想定される際には、市内外の避難所の整備状況に関わらず、安全な場所へ避難する意識を持ち、洪水が起こる前の余裕があるうちに避難を開始するように努める。
- (6) 緊急避難場所（公的施設）のうち、浸水から免れ、その後浸水被害を受ける恐れのない施設については、避難所と同様の管理・運営を行う。
- (7) 市指定の緊急避難場所は次表のとおりである。

<緊急避難場所一覧表（公的施設）>

	緊急避難場所 (公的施設)	所在地	収容 人員 (人)	階層 (最大)	想定浸水深(m)			
					安威川	山田川 ・正雀川	大正川 ・境川	淀川
1	第三中学校	学園町1丁目3-1	3,247	4	0.5 未満	-	-	-
2	三宅柳田小学校	学園町2丁目9-1	2,725	4	0.5～1	-	-	-
3	摂津小学校	三島3丁目14-60	2,497	3	0.5～1	0.5 未満	-	-
4	第一中学校	南千里丘3-20	3,855	4	0.5～1	-	-	-
5	コミュニティプラザ	南千里丘5-35	1,135	3	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	-
6	味舌小学校	三島2丁目13-38	2,072	4	1～2	0.5 未満	-	-
7	正雀体育館	正雀4丁目2-3	506	1	1～2	0.5 未満	-	-
8	安威川公民館	正雀4丁目9-28	664	3	2～5	0.5 未満	-	-
9	市民図書館	正雀4丁目9-25	1,012	4	2～5	0.5 未満	-	-
10	別府コミュニティセンター	別府2丁目10-21	319	3	1～2	-	-	2～5
11	別府小学校	東別府5丁目1-33	3,076	4	0.5～1	-	-	2～5
12	第四中学校	東別府4丁目6-1	3,242	4	1～2	-	-	5～10
13	味生体育館	別府2丁目3-1	599	3	0.5～1	-	-	2～5
14	味生小学校	一津屋2丁目19-1	2,695	4	1～2	-	-	2～5
15	味生公民館	一津屋1丁目16-13	307	2	1～2	-	-	2～5
16	鳥飼西小学校	鳥飼西3丁目1-1	3,148	4	0.5～1	-	-	2～5
17	第二中学校	鳥飼八防2丁目1-1	3,956	4	0.5 未満	-	-	2～5
18	鳥飼小学校	鳥飼下1丁目7-1	2,410	4	1～2	-	-	5～10
19	鳥飼北小学校	鳥飼本町5丁目10-1	2,895	4	1～2	-	-	5～10

20	新鳥飼公民館	鳥飼本町1丁目9-45	440	2	1～2	-	-	5～10
21	鳥飼体育館	鳥飼本町1丁目9-45	623	1	1～2	-	-	5～10
22	第五中学校	鳥飼新町1丁目10-1	2,646	4	0.5～1	-	-	2～5
23	鳥飼東小学校	鳥飼上3丁目4-51	2,146	4	1～2	-	-	5～10
24	鳥飼東公民館	鳥飼上2丁目3-55	277	2	0.5～1	-	-	5～10
25	太中浄水場	昭和園6-11	218	3	-	-	0.5未満	-
26	教育センター	香露園34-1	374	3	-	-	-	-
27	摂津市民文化ホール	香露園32-19	1,079	2	-	-	-	-
28	摂津市立葬儀会館（せつつメモリアルホール）	東別府5丁目1-44	37	3	1～2	-	-	2～5
29	正雀市民ルーム	正雀本町1丁目11-1	538	3	1～2	-	-	-

(8) 市と協定等を締結した民間施設等については、風水害時の緊急避難場所として利用することができる。ただし、使用可能時間や避難スペース等に制限がある場合がある。風水害時の民間等緊急避難場所は次表のとおりである。

<緊急避難場所一覧表（協定等による民間施設等の緊急避難場所）>

	緊急避難場所 (協定等による民間施設等)	所在地	収容人員 (人)	階層 (最大)	想定浸水深(m)			
					安威川	山田川 ・正雀川	大正川 ・境川	淀川
1	ポリテクセンター関西J棟	三島1-2-1	570	7	2～5	0.5未満	-	-
2	市営三島住宅	三島2-5-2	1,230	6	1～2	0.5未満	-	-
3	府営摂津正雀住宅	正雀本町1-3-1	1,150	8	1～2	0.5未満	-	-
4		正雀本町1-3-2		8	1～2	0.5未満	-	-
5		正雀本町1-3-3		5	1～2	0.5未満	-	-
6		正雀本町1-3-4		8	1～2	0.5未満	-	-
7		正雀本町1-3-5		8	1～2	0.5未満	-	-
8		正雀本町1-3-6		5	1～2	0.5未満	-	-
9		正雀本町1-3-7		5	1～2	0.5未満	-	-
10	府営摂津南別府住宅	南別府町9-1	1,450	12	0.5～1	-	-	2～5
11		南別府町9-2		12	0.5～1	-	-	2～5
12		南別府町9-3	1,800	14	0.5～1	-	-	2～5
13		南別府町9-4		14	0.5～1	-	-	2～5
14	株式会社ダイキンサンライズ 摂津(※)	東別府4-9-9	250	3	1～2	-	-	5～10
15	府営摂津味生住宅	一津屋1-38-1	80	5	1～2	-	-	2～5
16		一津屋1-38-2		5	1～2	-	-	2～5
17	市営一津屋第1団地	一津屋2-26-2	400	5	1～2	-	-	2～5
18	市営一津屋第2団地	一津屋1-34-1	960	6	1～2	-	-	2～5
19	大阪漁具株式会社	一津屋3-13-1	50	3	1～2	-	-	5～10

20	大阪人間科学大学 A、B 号館	庄屋 1-12-13	620	7	-	-	-	-
21	アドリーム千里丘	鶴野 4-3-34	950	11	2～5	-	-	-
22	府営摂津鳥飼西住宅	鳥飼西 2-35-1	390	5	0.5～1	-	-	5～10
23		鳥飼西 2-35-2		5	0.5～1	-	-	5～10
24		鳥飼西 2-35-3		6	0.5～1	-	-	5～10
25		鳥飼西 2-35-4		6	0.5～1	-	-	5～10
26	アーバンハイツ	鳥飼中 1-30-17	23	4	1～2	-	-	2～5
27	特別養護老人ホーム摂津いやし園	鳥飼下 1-13-7	100	4	1～2	-	-	2～5
28	小規模特養摂津いやし園	鳥飼下 1-13-15	100	3	0.5～1	-	-	2～5
29	摂津モラロジー事務所	鳥飼中 2-9-22	130	3	1～2	-	-	5～10
30	マンハイム淀川公園	鳥飼中 1-2-10	1,293	9	1～2	-	-	5～10
31	摂津支援学校とりかい高等支援学校 体育館 2 階	鳥飼上 1-1-15	900	2	0.5～1	-	-	5～10
32	薫英学園体育館	正雀 1-4-1	830	2	1～2	-	-	-
33	株式会社かんでんエンジニアリング	新在家 2-24-1	1929	5	1～2	-	-	2～5
34	星翔高等学校知新館	三島 3-5-36	400	3	1～2	-	-	-
35	大阪府立摂津高等学校	学園町 1-5-1	5,400	2	0.5～1	-	-	-
36	大阪経済大学 摂津キャンパス クラブハウス	別府 3-15-25	225	3	1～2	-	-	2～5
37	芦森工業 大阪工場	千里丘 7-11-61	2,000	-	-	0.5～1	-	-

※緊急避難場所として使用可能なスペースは、3階の食堂及び廊下となる。使用可能な時間は、土・日・祝日は除く 8：15～17：15 であるため、それ以外の日時は使用できないことに注意する。

○東井高野小学校（東淀川区井高野 2-8-28）、井高野中学校（東淀川区井高野 2-8-13）と市域外に避難する一時避難者の相互受入れの協定を締結。

7 福祉避難所の選定

市は、避難所において高齢者や障害者等が配慮を要する状態となった場合に設置する福祉避難所（二次的な避難施設）を耐震性・耐火性、浸水想定等を考慮してあらかじめ選定するとともに、福祉避難所の役割について住民に周知する。

また、府と連携を図りながら、福祉避難所等において、要援護高齢者及び障害者等の相談や介助などの支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。

<福祉避難所の設置場所>

名称	所在地	想定浸水深（m）			
		安威川	山田川・正雀川	大正川・境川	淀川
せつつ桜苑	桜町 1 丁目 1-11	0.5～1	-	-	-
みきの路	桜町 2 丁目 1-7	-	-	-	-

老健ひかり	東別府5丁目 2-45	2～5	-	-	2～5
摂津特養ひかり	鳥飼八防2丁目 7-12	1～2	-	-	2～5
摂津いやし園	鳥飼下1丁目 13-7	1～2	-	-	2～5
とりかい白鷺園	鳥飼中1丁目 19-8	1～2	-	-	2～5
ふれあいの里	鳥飼上5丁目 2-8	0.5～1	-	-	5～10

8 避難場所、避難路の安全性の向上

市は、関係機関と協力し、一時避難場所、広域避難場所、避難所、緊急避難場所及び避難路の整備にあたっては、災害時要援護者にも配慮するとともに、水利の確保等総合的に安全性の向上を図る。

緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示する。

あわせて、災害種別一般図記号を使った避難場所標識等の見方に関する周知を行う。

なお、避難場所標識等については、案内図記号（J I S Z8210）の追補6「災害種別一般図記号」及び図記号を使った表示方法に係る「災害種別避難誘導標識システム（J I S Z9098）」を用いる。

(1) 一時避難場所・広域避難場所・避難所・緊急避難場所

- ① 避難場所標識の設置
- ② 避難所の非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進
- ③ 非常電源付きの照明設備・放送施設の整備を検討
- ④ 周辺における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化空間の促進
- ⑤ 複数の進入口の整備
- ⑥ 一時避難場所から広域避難場所に至る避難路の選定

(2) 避難路

- ① 沿道における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化空間の促進
- ② 落下・倒壊物の対策の推進
- ③ 誘導標識等の設置
- ④ アンダーパスなどの危険箇所対策

第2 避難体制の整備【総務部・市長公室・教育総務部・建設部・消防本部・摂津警察・関係機関】

1 洪水時の避難誘導体制の整備

(1) 洪水時の地下道や河川橋梁の横断については、誘導員の配置等を行い、水位等に留意して、安全な避難誘導を確保する。また、必要が認められるときは府警察（摂津警察署）と連携し、通行禁止等の交通規制を行う。

(2) 洪水時における避難誘導は、以下の点を考慮した避難誘導マニュアル等を事前に作成し、災害状況に応じた避難誘導ができるようにあらかじめ定めておく。

- ① 浸水前には、市外を含めた浸水しない地域への避難誘導を行う。

- ② 浸水がすでに始まっている場合は命を守ることを最優先にし、長距離の移動は避け、緊急避難場所を含む浸水深以上の高さのある近場の建物へ駆け込むように避難誘導を行う。
- ③ 山田川、正雀川、大正川等中小河川による浸水被害のおそれがある際には、その後の大河川（淀川・安威川）の浸水被害の可能性も考慮した避難誘導を行う。安威川による浸水被害のおそれがある際は、上記同様、その後の淀川の浸水被害の可能性も考慮した避難誘導を行う。
- (3) 複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮する。
- (4) 避難誘導マニュアル等は、防災訓練の実施や、防災マップの作成・配布等により、その内容の市民等に対する周知徹底を図るための措置を講じることとし、周知にあたっては、要配慮者・避難行動要支援者に配慮するものとする。
- (5) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法及び避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、市民への周知を図る。

2 災害時要援護者の避難誘導体制の整備

市は、災害時要援護者を適切に避難誘導するために、民生委員・児童委員、自治会等の協力を得ながら、平常時より災害時要援護者に係る避難誘導及び避難介助体制の整備を図る。

3 淀川氾濫時の広域避難体制の確立

淀川の浸水想定では、市内の大部分が2m以上浸水する可能性があり、これによる避難対象人口は、緊急避難場所を含めても避難所の収容力を大きく上回るものである。また、淀川の浸水想定区域外へ避難するには、およそ2km以上の距離を移動する必要がある。さらに、安威川や淀川に架かる数少ない道路橋を通過するため、避難渋滞が発生するおそれがあり、避難対象人口全てを受入れるには、市域を超えた広域的な避難先の検討を行う必要がある。

このため、早期避難の実施、徒歩以外の移動手段の活用、市域外の避難所の指定及び移送等を考慮した広域避難計画を国・府の主導で策定し、府、周辺自治体、運送事業者等と連携しながら円滑な広域避難体制を整備する。

計画を策定するにあたり、以下の項目について検討を進める。

- (1) モノレール、高速道路等による避難者移送体制の検討
- (2) 避難者受入れ先自治体の確保
- (3) 避難誘導、避難所開設・運営体制の確立

第3 避難所の管理運営体制の整備【総務部・教育総務部・保健福祉部】

1 避難所運営マニュアルの作成・充実

市及び自主防災組織は、あらかじめ作成した避難所運営マニュアルを府が示す指針等

を踏まえて、必要に応じて修正し、管理運営体制を整備する。市は、市民に対し、訓練等を通じて、あらかじめ指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及啓発を図る。この際、市民への普及に当たっては、住民（自主防災組織員）等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮する。

各避難所の管理は避難所責任者があたり、災害発生後、これに基づき管理運営を行う。ただし、状況に応じて適宜見直す。

避難所運営マニュアルは、次により構成される。

- (1) 配備体制
- (2) 避難所の開設
- (3) 避難者の受入準備
- (4) 避難者の支援
- (5) 避難所の管理
- (6) 避難所の閉鎖

2 指定管理者と連携した避難所運営体制の構築

指定管理者制度を導入している施設においては、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定め、協定等に避難所運営等に関する特別の定めがある場合は、その定めるところにより行う。

3 避難所における備蓄・資機材等の確保

各避難所において、備蓄、情報通信設備、救護所、炊き出し等の確保を検討するとともに、プール、受水槽等により生活水の確保を図る。

また、淀川浸水想定区域内の緊急避難場所は、浸水による孤立化に備えて、通信設備、食料等の配備、ボートによる移送体制の確立を促進する。

4 避難所における福祉機能の充実

指定避難所について、災害時に災害時要援護者が利用しやすいよう、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」「大阪府福祉のまちづくり条例」等の基準とし、以下の項目について福祉的整備を図る。

- (1) 福祉仕様のトイレの設置
- (2) 支障なく移動できるルート（仮設スロープ等）の確保等、災害時要援護者への配慮
- (3) 避難所生活に必要な日常生活用具等の管理体制の整備
- (4) 介護や医療的ケア等の支援活動を充実させるため、府と連携した人員確保
- (5) 障害者等が落ち着ける環境の整備
- (6) 障害特性に対応したコミュニケーション手段の確保等

5 避難所の管理、運営の留意点

市は、避難者による自主的な運営を促すとともに、避難所運営マニュアルに基づき、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理、運営を行う。

- (1) 指定避難所ごとに受入れ避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している被災者等に係る情報の把握並びに府への報告

- (2) 混乱防止のための避難者心得の掲示
- (3) 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示
- (4) 生活環境を常に良好なものとするための食事供与及びトイレ設置の状況等の把握
- (5) 避難行動要支援者への配慮
- (6) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等及び避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握並びに必要な措置の実施
- (7) 多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等の違いへの配慮
- (8) 相談窓口の設置（女性相談員の配置）
- (9) 高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者への配慮
- (10) 指定避難所運営組織への女性の参加
- (11) 男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮
- (12) 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配付等による指定避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズへの配慮
- (13) 家庭動物のためのスペース確保及び動物飼養者の周辺への配慮の徹底
- (14) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めること
- (15) 各指定避難所の運営者とともに、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換を行うこと

第4 応急危険度判定の運用体制の整備【建設部】

市及び府は、市民等の安全確保を図るため、建築関係団体と協力し、地震により被災した民間建築物等の危険度を判定するための体制を整備する。

1 被災建築物応急危険度判定士の養成、登録

府は、市、建築関係団体との連携により、応急危険度判定講習会を開催し、応急危険度判定士の養成、登録を行う。

2 実施体制の整備

市は、判定主体として、資機材の整備、被災建築物応急危険度判定士の受入体制の整備など実施体制の整備を図る。

府は、応急危険度判定士の派遣体制の整備を図るとともに、都道府県の相互支援体制の整備を図る。

3 被災建築物応急危険度判定の普及啓発

市及び府は、建築関係団体と協力し、市民に対して、応急危険度判定の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

第5 住宅対策【総務部】

1 応急仮設住宅の供給体制の確立

市は、応急仮設住宅を速やかに提供するため、応急仮設住宅の建設に関し、関連業者と災害時における必要建設戸数の供給等について事前に協議する。

また、総務部は、応急仮設住宅建設後の管理・運営マニュアルをあらかじめ作成しておく。

○建設予定地

＜応急仮設住宅用地必要面積（想定「上町断層帯地震A」の場合）＞

全壊・焼失世帯	8,000世帯
建設数	2,400棟
必要面積	120,000㎡(12ha)

※算定条件は次による。

全壊・焼失世帯数：総世帯数×(全壊・焼失棟数÷総建物棟数)

建設数：全壊・焼失世帯数×0.3

必要面積：建設数×50㎡

(参考) 12haは、青少年運動広場の約6倍

2 市営住宅

災害時に市営住宅の応急修理等が速やかに実施できるよう、修理に必要な資機材等の調達先（業者）と事前に協議しておく。

また、災害時に迅速に市営住宅の被災状況を調査できるよう体制を整備する。

3 みなし応急仮設住宅

民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域において、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する「みなし応急仮設住宅」を活用できるよう、管理事業者との協議を行う。

第6 り災証明書の発行体制の整備【総務部】

市は、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、家屋被害調査やり災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、り災証明発行業務のシステム化、家屋被害調査及びり災証明書発行業務の要員名簿の作成等を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制を整備する。また、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、家屋被害調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

府は、市におけるり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、市に対し、家屋被害調査員のための研修機会を確保し、災害時の家屋被害認定の迅速化を図る。また、育成した調査の担当者名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援

体制の強化を図る。

(資料)

資料 20 応急仮設住宅建設候補地一覧表

資料 21 避難路・避難場所等図

資料 22 避難所の福祉的整備について

第5節 緊急輸送体制の整備

第1 陸上輸送体制の整備【総務部・建設部・茨木土木事務所・摂津警察署・国土交通省】

災害発生時に救急・救助、医療、消火並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努めるとともに、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及び体育館等の輸送拠点について把握・点検する。

1 緊急交通路の選定

市は、府、府警察（摂津警察署）と協議し、災害時の応急活動を迅速かつ的確に実施するため、緊急交通路を選定する。

※府は広域緊急交通路のうち、災害発生直後における災害応急対策にあたる緊急通行車両等の通行を最優先で確保するための道路として「重点14路線」を選定している。

(1) 広域緊急交通路（府選定）

- ① 府県間を連絡する主要な道路
- ② 府域の広域防災拠点、後方支援活動拠点、陸上・海上・航空輸送基地などを連絡する主要な道路
- ③ 各府民センタービル、市庁舎など市の輸送拠点及び災害拠点病院を連絡する主要な道路

(2) 地域緊急交通路

市は、広域緊急交通路と、避難所などを連絡する主要道路を地域緊急交通路として選定し、随時更新する。

2 緊急交通路の整備

道路管理者は、あらかじめ選定された緊急交通路を整備するとともに、代替道路の確保や、周辺道路とのネットワーク化に努める。

また、河川管理者（国土交通大臣）は、緊急交通路の補完的機能を果たし、河川（淀川）における船着場と一体的に機能する緊急用河川敷道路の整備に努める。

3 震災時の応急点検体制等の整備

道路管理者は、平常時からその管理する道路の安全性を十分に監視、点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報の収集体制や応急点検体制を整備する。

4 緊急交通路の周知

市、府、府警察（摂津警察署）及び道路管理者は、災害時に緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、平常時から市民等への緊急交通路の周知に努める。

5 重要物流道路の指定等

国土交通省は、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、府及び道路管理者と協議の上、物流上重要な道路輸送網を重要物流道路として指定し、機能強化及び重点支援を実施する。

6 重要物流道路等における道路啓開等の支援

国は、迅速な救急救命活動や救急支援物資などを支えるため、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路において、道路啓開や災害復旧を代行できる制度を通じた支援を行う。

第2 航空輸送体制の整備【総務部】

1 臨時ヘリポートの選定

市は、応援の受入れのため、災害時用臨時ヘリポートを選定し、府に報告する。また、新たな災害時用臨時ヘリポートの整備に努める。

＜災害時用臨時ヘリポート＞

ヘリポート名	所在地	管理者	電話番号	幅×長さ	備考
青少年運動広場	鶴野 3 丁目 1	摂津市	06-6383-1111	150×100	大型駐機不可
淀川河川公園 鳥飼上地区 ----- 一津屋野草地区	鳥飼上 ----- 一津屋	近畿地方整備局 淀川河川事務所	072-843-2861	200×100 -----	-----
パークタワー南千里丘	南千里 丘 5-13	三井不動産レジデンシャルサービス 関西株式会社	0120-054-533	15×20	大型駐機不可

2 対空標示の整備

市内の公共施設の屋上に、航空機等から確認できる対空標示の整備に努める。

第3 水上輸送体制の整備【総務部】

大量の人員、物資の輸送が可能な輸送手段として、淀川における水上輸送を活用するため、市は、近畿地方整備局等と協力し、船着場等の必要な施設の整備等について検討する。

第4 輸送基地の確保【総務部】

府は、緊急物資を受付し、配送する陸上・航空輸送基地を確保する。市は、大阪府指定の輸送基地等から緊急物資等の受入れ、集積、積替え、配送等を行う摂津市輸送基地の確保に努める。

第5 輸送手段の確保体制【総務部】

1 車両の確保

市は、災害時に市有車両を有効に運用できるよう、各部における車両の所有状況（種別、台数、積載能力等）を把握しておく。また、公用車両の緊急通行車両等事前届出書を府警察（摂津警察署）を経由して、府公安委員会に届け出るとともに、同届出済証を保管し、災害時に備える。

2 運送事業者等の活用

市は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と協定を締結するなど体制の整備に努める。

(資料)

資料 13 緊急交通路一覧表

資料 14 防災拠点・緊急交通路図

資料 15 災害時用臨時ヘリポートの選定基準

様式 23 緊急通行車両事前届出書及び事前届出済証

第6節 生活必需品等の供給体制の整備

第1 応急給水体制の整備【上下水道部・総務部】

市は、発災後3日間は（生命維持に必要な）1日1人あたり3リットルの飲料水を供給し、それ以降は順次供給量を増加できるよう体制の整備に努める。

1 給水体制の整備

- (1) 給水拠点の整備（浄水池・配水池容量の耐震化、緊急遮断弁及び自家発電設備を有するポンプ設備〔拠点給水設備〕等）
- (2) 給水車等の配備、給水用資機材の備蓄、調達及びその情報交換等の体制の整備
- (3) ポリタンク・給水袋の備蓄、組立式給水タンク・緊急用給水栓の配備
- (4) 相互応援体制の整備
 - ① 迅速かつ的確な給水活動に必要な情報を収集し、総合調整、相互応援を行うために、市は、大阪広域水道企業団と協力して大阪広域水道震災対策中央本部体制の運用の充実を図る。
 - ② 北大阪上水道協議会、日本水道協会大阪府支部及び日本水道協会関西支部と広域応援協定に基づき、速やかに他の水道事業体等と相互応援する。

2 井戸水による生活用水の確保

市は、災害時における家庭用などの井戸水の有効活用を図るため、災害時協力井戸の登録を推進するなど、生活用水の確保を図る。

第2 食料・生活必需品の備蓄・調達【総務部】

市民等は、災害に備えて、1週間分以上の食料及び生活必需品を備蓄する。

市は、府及び防災関係機関と相互に協力して、不足する食料、生活必需品を確保する。その際、高齢者や障害者、女性、子どもなど配慮を要する者に配慮した調達をする。

1 市、府による備蓄・調達

(1) 重要物資の備蓄

市及び府は、南海トラフ巨大地震をはじめとした大規模災害に対し、それぞれ最大の被害をもたらす災害を想定し、被災者支援のために特に必要とする食料など11品目を重要物資と位置づけ、府と市町村で1：1を基本とした役割分担の下、必要量を備蓄する。

本市では、直下型地震である上町断層帯地震Aにおいて想定される避難所避難者数をもとに必要量の算出を行う。（※必要量は、直下型地震（1日分）と南海トラフ巨大地震（3日分）それぞれの避難所避難者数を下表の算出式で算出した数量を比較し、多い方とする。）

品 目	算 出 式
食料	避難所避難者数×3 食×1.2（注）。 （注）1.2 は、避難所避難者以外の食料需要を想定したもの。
高齢者用食	上記で算出した数量のうち、5 %（80 歳以上人口比率）を高齢者食とする。
毛布	避難所避難者数×必要枚数 2 枚/人。
育児用調整粉乳	避難所避難者数×1.6%（0～1 歳人口比率）×70%（人工授乳率）×130 g /人/日。
哺乳瓶	避難所避難者数×1.6%（0～1 歳人口比率）×70%（人工授乳率）×1 本（注） /人。 （注）「瓶」以外、「使い切りタイプ」等の場合は5 回/人/日とする。 ※市町村は、必要数分（100%）、府は予備分とする。
乳児・小児用おむつ	避難所避難者数×2.5%（0～2 歳人口比率）×8 枚/人/日。
大人用おむつ	避難所避難者数×必要者割合 0.5%×8 枚/人/日。
簡易トイレ	避難所避難者数×1% ※避難所避難者 100 人に 1 基、市町村はBOX型（マンホールトイレ等含む）、府は調達を含め組立式等をそれぞれ確保する。
生理用品	避難所避難者数×48%（12～51 歳人口比率）×52%（12～51 歳女性人口比率）×5/32（月経周期）×5 枚/人/日。
トイレットペーパー	避難所避難者数×7.5m/人/日。
マスク	避難所避難者数×1.8%。

※府の「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について」より抜粋

市の備蓄目標量（「上町断層帯地震A」の想定による）は次表のとおり

品 目	（単位）	数 量
アルファ化米等	（食）	18,810
高 齢 者 用 食	（食）	990
毛 布	（枚）	11,000
育児用調整粉乳	（g）	8,008
哺 乳 瓶	（本）	124
乳児・小児用おむつ	（枚）	1,110
大 人 用 お む つ	（枚）	220
簡 易 ト イ レ	（基）	110
生 理 用 品	（枚）	1,073
トイレットペーパー	（m）	41,250
マ ス ク	（枚）	99

（2）その他の物資の確保

府の方針で示されている上記の 11 品目のほか、市は下記の物資の確保体制の整備に努める。

- ① 精米、即席麺等の主食
- ② 野菜、漬物、菓子類等の副食
- ③ 被服（肌着等）
- ④ 炊事道具・食器類（鍋、炊飯用具等）
- ⑤ 光熱用品（LPガス、LPガス器具、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等）
- ⑥ 日用品（石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ、ラップ等）
- ⑦ 医薬品等（常備薬、救急セット）
- ⑧ 簡易ベット、間仕切り等
- ⑨ 要援護高齢者、障害者用介護機器、補装具、日常生活用具等、（車いす、トイレ、盲人用つえ、補聴器、点字器等）
- ⑩ 棺桶、遺体袋等

(3) 備蓄・供給体制の整備

危険分散を図り、また、速やかに物資等を輸送、提供するため、分散備蓄等の体制を整備する。また、必要に応じて共同備蓄や備蓄の相互融通を行う。

- ① 避難所及びその周辺での備蓄倉庫の確保
- ② 備蓄物資の点検及び更新
- ③ 定期的な流通在庫量の調査の実施
- ④ 供給体制の整備（共同備蓄や相互融通含む。）
- ⑤ 市の物資拠点から各避難所への物資の配送及び支給体制の整備

2 緊急調達体制の確立

(1) 民間企業等との協定の締結

市は、災害時における食料、生活必需品の供給を確保し、さらに、災害応急対策の円滑化を図るため、主食、副食、日用品等の関係業界と協議し、事前に調達に関する協定を締結し、これらの物資の緊急時における調達に万全を期する。

(2) 広域的受入体制の整備

総務部は、広域的な救援物資の受入れについては、府の広域防災拠点等を通じて支援を受ける体制及び広域的な相互応援体制を整備する。

（資料）

資料 17 食料・生活必需品備蓄一覧

資料 19 大阪府災害救助用食料緊急引渡要領

第7節 帰宅困難者支援体制の整備

第1 帰宅困難者対策の普及・啓発活動【大阪府・総務部・生活環境部】

災害発生後、従業員等がむやみに移動を開始して二次災害が発生することを防止するため、府は、市町村や関西広域連合、経済団体と連携して、企業等に対して次のことについて施設内待機等に係る計画を策定するための働きかけを行う。なお、市は、地域における「共助」の活動を事業者等に働きかけるとともに、帰宅困難者を受け入れるために一時滞在施設の確保を図る。

- (1) 不必要な移動の回避。(来所者・観光客等も含む。)
- (2) 発災時間帯別に企業等が従業員等にとるべき行動。
- (3) 企業等内に滞在するために必要な物資の確保。
- (4) 従業員等に対する情報入手、伝達方法の周知。
- (5) 従業員等が家族等の安否確認を行う手段の確認(家族間であらかじめ決定)。
- (6) 大規模な集客施設における利用者の誘導體制。
- (7) これらを確認するための訓練の実施、普及啓発。

※詳細は大阪府策定(2018.9)「事業所における一斉帰宅の抑制対策ガイドライン」参照

第2 徒歩帰宅者への支援【大阪府・総務部・生活環境部】

市は、大規模地震等により徒歩帰宅を余儀なくされる人に対し、市や民間企業等との連携のもと、円滑な帰宅を支援するための対策の推進に努める。

また、民間企業等との連携のもと進めるこうした対策が十分に機能するためにも、飲料水やトイレ等の提供体制の整備、災害時要援護者や観光客等を考慮した滞留者の避難誘導対応等、徒歩帰宅を支援する環境整備など、ソフト・ハードにわたる取組みを府や近隣市町等とも連携しながら進める。併せて、帰宅困難者について、地域救援活動の応援要員としての役割についても検討を行う。

第3 徒歩帰宅が困難な人への支援【総務部】

大規模地震等が発生した場合に、自宅までの距離が著しく長く、徒歩による帰宅が困難な人については、一時安全な勤務先等に留まり、交通機関の復旧等に応じて徐々に移動する必要があることから、市は、こうした帰宅困難者の行動について啓発に努めるとともに、民間企業等の協力を得ながら、必要な環境整備を進めるよう努める。

第4 道路や鉄道の情報共有の仕組みの確立と啓発【大阪府】

府は、関西広域連合と連携して主要幹線道路の情報や鉄道の運行状況を関係者で情報共有するしくみを確立するとともに、府民に対しこれらの情報入手方法について普及啓発を図る。また、情報の提供にあたっては、防災関係機関が連携し、利用者自らが次の行動を判断できるよう、利用者視点での情報提供に取り組む。

第4章 分野別災害応急対策・復旧への備え

第1節 火災予防対策、消防体制の整備

第1 建築物等の火災予防【消防本部・建設部】

市は、一般建築物、高層建築物における出火防止及び初期消火の徹底を図る。

1 一般建築物における対策

(1) 火災予防査察の強化

市は、当該区域内の工場や公衆の出入りする場所等について、消防法第4条、第4条の2に基づく予防査察を実施し、火災発生危険箇所の点検、消防用設備等の耐震性の強化等について、改善指導する。

(2) 防火管理制度の推進

市は、一般建築物の所有者、管理者、占有者（以下「関係者」という。）に対し、消防法第8条の規定による防火管理者を活用し、防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

また、学校、病院、工場など多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する建物（収容人員50人以上のマンション等）の所有者、管理者、占有者に対し、防火管理者による防火管理業務の適切な実施を指導する。

- ① 消防計画の作成及び消防計画に基づく訓練の実施
- ② 消防用設備等の設置、点検整備、維持管理
- ③ 火気取扱いの監督、収容人員の管理

(3) 防火対象物定期点検報告制度の推進

市は、対象施設の関係者の防火に対する認識を高め、点検基準適合への取組みを推進する。

(4) 市民、企業に対する指導、啓発

市は、府と協力しながら、市民、企業に対し、消火器の使用方法、地震発生時の火を使用する器具・電気器具の取扱い等、安全装置付ストーブ等の普及の徹底を図るとともに、広報活動を実施し、火災予防運動を通じ、防火意識の啓発を行う。

また、消防法の改正により、戸建住宅や小規模な共同住宅等（自動火災警報設備等が設置されているものを除く）において、住宅用火災警報器等の設置及び維持が義務付けされたことを、広く市民等に周知する。

2 高層建築物における対策

市及び防災関係機関は、高層建築物については、前項の徹底のほか、防災計画書の作成指導や共同防火管理体制の確立、防災規制等、関係者に対する火災の未然防止を指導する。

(1) 対象施設

高さが31mを超える建築物

(2) 防災計画書の作成指導

府は、原則として高層建築物の新築に際し、出火防止・初期消火や避難安全性の確保等の観点から建築物の計画条件に即した総合的な防災計画書の作成を指導する。

(3) 共同防火管理体制の確立

管理の権限が分かれている高層建築物において、共同防火管理体制の確立を指導する。

(4) 防災規制

高層建築物において使用する防災対象物品については、防災性能を有するものを使用するよう指導する。

(5) 屋上緊急離着陸場等の整備

市は、原則として、非常用エレベーターの設置を要する高層建築物には、屋上緊急離着陸場又は緊急救助用スペースを設置するよう指導する。

第2 消防体制の整備【消防本部】

市は、大規模火災などの災害の発生に備えて、消防力の充実、応援体制の整備、関係機関との連携に努め、消火・救急・救助体制の一層の充実を図る。

1 消防力の充実

(1) 消防施設等の充実

消防力の整備指針（平成12年1月20日 消防庁告示第1号）に基づき、消防車両等の消防施設の充実・強化を図るとともに、映像情報等を活用した情報収集体制や通信機能の強化を図り、総合的消防力の充実に努める。

(2) 消防水利の確保

① 消火栓の増設

消防水利の基準（昭和39年12月10日 消防庁告示第7号）に基づき、消火栓を配置する。

② 消火栓以外の消防水利の確保

耐震性貯水槽を主体にして、消防水利の整備を図る。

また、プール、河川、ため池等の活用により、多様な消防水利の確保を図る。

(3) 活動体制の整備

迅速かつ的確な消防活動を実施するための初動体制、情報収集体制、通信運用体制、火災防ぎょ活動体制、救急・救助体制、広報体制、後方支援体制等の整備に努める。

(4) 消防職員の教育訓練

防災に関する高度の知識及び技能の習得のため、平常時の教育訓練を充実するとともに府立消防学校等へ職員を派遣し、特殊技能の習得に努める。

(5) 消防団の活性化

地域に密着した消防団の活動能力の向上を図るため、組織の活性化に努め、活動強化を図る。

① 体制整備

人口減少社会を迎える中、地域コミュニティの希薄化により地域のリーダーとなる担い手不足が懸念されることから、若手リーダーの育成、青年層の消防団活動へ

の積極的な参加の促進、処遇の改善、新興住宅地域住民に対する入団促進等により、組織強化に努める。

また、機能別団員・分団の制度等多彩な人材を採用・活用できる制度の推進・改善に努める。

② 消防施設、装備の強化

消防団屯所、消防車両、小型動力ポンプ、活動用資機材等の充実強化を図る。

③ 消防団員の教育訓練

消防団員の防災に関する高度の知識及び技能の向上を図るとともに、消防団員の安全確保の観点から、消防団員に安全管理マニュアル等を徹底するために、教育訓練を実施する。

④ 自主防災組織との連携強化

消防団が地域により密着した活動を行うことができるよう、地域の自主防災組織との連携強化に努める。また、自主防災組織等の教育訓練において指導的な役割を担えるよう、必要な対策に努める。

2 火災予防及び初期消火体制の整備

大規模火災や地震発生時の火災の発生を防止するためには、防災機関、市民及び企業が一体となった取組みが必要であり、特に市民及び企業の担う役割は大きい。このことから、市民及び企業を対象に火災予防及び初期消火体制について指導する。

(1) 市民による火災予防

① 家庭における火災予防

ア 市民参加の火災予防運動行事等を積極的に実施し、家庭防火を推進する。

イ 婦人防火クラブを核とした家庭防火を推進する。

② 地域における防火体制の整備

ア 家庭及び地域防火を推進するため、婦人防火クラブの結成を推進する。

イ 自主防災組織を対象に、防火思想の普及、徹底を図る。

(2) 企業における防火体制の整備

① 立入検査を積極的に実施し、火災予防及び火災時の初動体制等、防火管理体制の整備を図る。

② 消防計画等に基づく自主防火管理体制の整備を推進する。

3 広域消防応援体制の整備

(1) 消防相互応援協定の締結

地震等大規模災害発生に備え、広域的な消防応援協定の締結に努めるほか、受入体制の整備に努める。

(2) 緊急消防援助隊等

緊急消防援助隊等、大規模災害応援による応援体制の強化に努めるとともに、受入体制の整備に努める。

第3 火災被害の抑制【消防本部】

1 消防計画の策定

市は、火災及びその他の災害を警戒し、防ぎよし、市民の生命、身体、財産を災害から保護するとともに、災害による被害を最小限にするための消防活動に関し、概ね次の事項について消防計画を策定する。

- (1) 消防本部の体制
- (2) 消防部隊の編成計画
- (3) 出動計画
- (4) 出動調査計画
- (5) 職員教育訓練計画
- (6) 警報発令伝達計画
- (7) 救助・救急計画
- (8) 特殊火災等警防計画
- (9) 応援協力計画

第2節 災害時医療体制の整備

第1 医療情報の収集・伝達体制の整備【総務部・保健福祉部・大阪府・医療機関】

市は、府及び医療関係機関と相互に連携して、災害時における医療情報の収集伝達体制を構築する。

1 広域災害・救急医療情報システムの活用

市、府、医療機関は、災害時の医療情報が迅速かつ的確に把握できるよう、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）を活用した情報収集体制を整備する。また、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

2 連絡体制の整備

- (1) 市及び医療機関は、災害時の連絡・調整窓口や情報内容、情報収集提供方策・役割分担等を定める。
- (2) 市は、情報収集伝達手段が途絶した場合にも、災害に関する保健医療情報が収集できるように、あらかじめ保健福祉部内職員から災害医療情報連絡員を指名する。
- (3) 各医療機関は、災害時優先電話回線を確保する。

第2 現地医療体制の整備【保健福祉部・医療機関】

1 地域医療連携の推進

- (1) 市は、摂津市医師会、摂津市歯科医師会、摂津市薬剤師会、摂津市看護師会等と調整を図り、災害時の医療救護方策の検討や訓練の実施等、地域の実情に応じた災害時医療体制を構築する。
- (2) 摂津市医師会は、災害時医療に対応するため、摂津市医師会災害緊急医療隊を編成し、その編成数、構成、参集場所、派遣方法等を定める。

2 救護所運営マニュアルの作成

市は、救護所の設置場所、基準、運営方法等を定める。

第3 後方医療体制の整備【保健福祉部・大阪府】

1 災害医療機関の整備

- (1) 摂津市災害医療センター（摂津ひかり病院）
市は、本市の医療救護活動の拠点とする摂津市災害医療センターについて、防災性や必要な機能を整備する。
- (2) 災害医療協力病院（摂津医誠会病院、千里丘中央病院、昭和病院）
市は、災害拠点病院、摂津市災害医療センター等と協力し、患者の受入れを行う救急告示病院等を災害医療協力病院として整備する。

(3) 災害拠点病院・広域搬送拠点臨時医療施設・特定診療災害医療センターの整備

府は、重症患者の救命医療を行うための高度な診療、医薬品等の備蓄、医療救護班の派遣・受入れ、広域患者搬送への対応機能をもつ災害拠点病院を整備する。また、大規模災害時に全国からの医療救護支援を円滑に受け入れるとともに、大規模災害時において被災地域内での治療が困難な重症患者を治療可能な医療施設まで搬送するための広域搬送拠点臨時医療施設や、循環器疾病、消火器疾病、アレルギー疾病、小児医療及び精神疾病等特定の疾病の対策拠点としての特定診療災害医療センターを整備する。

2 病院災害対策マニュアルの作成

全ての医療機関は、防災体制や災害発生時の応急対応策などを盛り込んだ病院災害対策マニュアルを作成し、非常時の診療体制を確立する。

3 個別疾病対策

市は、府や特定診療災害医療センター、各専門医会等関係団体と協力しながら、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等について、医療機関のネットワーク化、必要医薬品等の確保・供給体制及び在宅医療患者への情報提供方法等の構築に努める。

第4 医薬品等の確保体制の整備【総務部・保健福祉部・消防本部】

1 医薬品の備蓄

市は、休日小児急病診療所（いきいきプラザ内）及び新鳥飼公民館に備蓄する医薬品（災害発生後3日程度の間が必要とされる包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤等）を維持し、管理する。

また、市内の各医療機関及び薬局等において必要医薬品の備蓄、災害時の調達・供給体制の整備を促進する。

2 救護所用資機材の確保

市は、救護所の設置に必要な資機材の確保に努める。

第5 患者等搬送体制の確立【総務部・保健福祉部・消防本部】

市は、府と協力しながら、災害時における患者、医療救護班及び医薬品等の大量かつ迅速・適切な搬送のため、陸路・空路・水路を利用した搬送手段の確保と搬送体制の確立を図る。

1 患者搬送

市は、特定の医療機関へ患者が集中しないよう、広域災害・救急医療情報システム（E M I S）の受入可能病床情報等に基づく適切な搬送体制を確立する。

2 医療救護班の搬送

市及び医療関係機関は、救護所等における医療救護活動を行うための医療救護班の派遣手段・方法を確立する。

3 医薬品等物資の輸送

市は、医薬品等の受入れ及び救護所等への配送供給体制を確立する。

第6 医療関係者に対する訓練等の実施【大阪府・医療機関】

1 災害医療に関する研修

府は、基幹災害拠点病院において、災害時の医療関係者の役割、特徴的な傷病・治療等についての研修会を実施する。

2 災害医療訓練の実施

各医療機関は、年1回以上の災害医療訓練の実施に努める。

市及び医療関係機関等は、地域の防災関係機関と共同の災害医療訓練を実施する。

第3節 ライフライン確保体制の整備

第1 上水道・下水道【上下水道部】

市は、災害時における被害の拡大防止、水の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 関係機関との協力体制を整備する。
- (2) 応急復旧マニュアル等を整備する。
- (3) 管路図等の管理体制を整備する。
- (4) 大阪広域水道企業団・市町村水道情報交換システム（アクアネット大阪）を活用し、施設の被害状況等を迅速に把握する体制を構築する。

2 災害対策用資機材の整備、点検

応急復旧用資機材の備蓄及びその情報交換並びに調達体制の確保、整備を行う。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4 相互応援体制の整備

迅速な復旧活動に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を行うために、大阪広域水道企業団等と連携するとともに、府域を越えた広域的相互応援体制の整備を図る。

第2 電力【関西電力㈱】

関西電力株式会社は、災害時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 被害状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備・強化に努める。
- (2) 災害対策組織をあらかじめ定めておく。また、災害により拠点が被災した場合の災害対策活動拠点についてもあらかじめ定めておく。
- (3) 対策要員の動員体制を整備する。
- (4) 重要施設への電力を確保するため、優先復旧についてあらかじめ計画を策定する。
- (5) 平時から地方防災会議への参加により災害時の情報提供、収集など相互連携体制を整備しておく。
- (6) 防災関係機関との連携強化により平時の各種訓練の相互参画、定期的な会議及び情報交換の実施、災害発生時の連絡体制の確立、相互協力を行う。

2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害復旧用資機材の確保体制を整備する。

- (2) 災害対策用設備（移動用変圧器等）を整備する。
- (3) 災害対策車両（発電機車等）を整備する。
- (4) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。
- (5) 衛星携帯電話の配備など情報通信手段の多様化を図る。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、大規模災害等も想定した各種防災訓練を計画的に実施する。

- (1) 社員の安全を確保するために地震、津波の襲来を想定した避難訓練、情報連絡訓練を実施する。
- (2) 応急復旧技能を維持するために設備復旧訓練を実施する。
- (3) 迅速、確実な情報連携や的確な意思決定に基づく行動ならびに社外対応を行うために図上訓練を実施する。
- (4) 摂津市又は摂津市防災会議等が主催して行う総合的な防災訓練に参加し、これに協力する。

4 協力応援体制の整備

単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者から協力を得る体制を整備する。

- (1) 復旧用資機材、要員について、他電力会社及び電源開発株式会社等と相互の応援体制を整備する。
- (2) 災害時の一時的な供給力不足に対応するため、「二社間融通電力受給契約」及び電力広域的運営推進機関の指示に基づき他電力会社との電力融通体制を確保する。

5 住民への広報

関西電力株式会社は、飛散物による停電の拡大や、感電、漏電等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報する。

第3 ガス【大阪ガス（株）】

大阪ガス株式会社は、災害時における被害の拡大防止、ガスの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 緊急措置判断支援システム（地震計の増設及びテレメーター化を推進することで、地震発生時に被害状況を迅速かつ的確に把握し、緊急措置判断を支援するシステム）の開発、導入を図る。
- (2) 緊急時ガス供給停止システムを強化する。
 - ① 緊急時に遠隔操作で導管網ブロック単位にガスの供給を遮断するシステム及び基準値以上の揺れを感知すると自動的に遮断するシステムの導入を図る。
 - ② 基準値以上の揺れを感知すると自動的に一般家庭の都市ガス供給を停止するマイコンメーターの設置促進を図る。

- (3) 被災を免れた地区への供給を確保し、被災地区の二次災害の防止と早期復旧を図るため、導管網ブロックの細分化を図る。
- (4) 被害状況と復旧作業工程に応じて、従業員及び協力会社作業員を効率的に編成動員するため、職能別要員を把握し、連絡体制及び動員体制を整備する。
- (5) 重要施設への供給を早期に確保するため、復旧順序の決め方や臨時供給方法について、あらかじめ計画を策定する。
- (6) ガス管の漏洩箇所の特特定、管内異物の効率的除去等の復旧技術の開発、改良及び向上に努める。
- (7) 施設の現況が把握できる施設管理図書等の整備・分散保管を図る。
- (8) 関係行政機関と連携し、前進基地の確保に努める。
- (9) 関係行政機関と連携し、早期復旧に資する手続きの合理化に努める。
 - ① 復旧時における仮設配管及び導管地中残置。
 - ② 事前届出を行っていない車両に対する緊急通行車両確認標章交付の迅速化。

2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害復旧用資機材及び代替燃料（圧縮天然ガス、カセットコンロ等）の確保体制を整備する。
- (2) 緊急時通信機器の整備充実に努める。
- (3) 消火・防火設備の整備充実に努める。
- (4) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を整備する。
- (5) 適切な導管材料の備蓄に努める。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、大規模災害も想定した各種防災訓練を計画的に実施する。また、摂津市又は摂津市防災会議等が主催して行う総合的な防災訓練に参加し、これに協力する。

4 協力応援体制の整備

地震・洪水等非常事態における救援措置要綱（日本ガス協会）に基づき、単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者との相互応援体制を整備する。

5 住民への広報

大阪ガス株式会社は、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報する。

第4 電気通信【西日本電信電話（株）】

西日本電信電話株式会社は、災害により電気通信設備又は回線に故障が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

広範囲な地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期するため、必要な組織において、グループ会社、工事会社等を含めた全国規模による応援班の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等について計画に基づき確立し、運用する。

2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所及び数量を指定して、災害対策用機器並びに車両等を配備する。
- (2) 災害時応急対策及び災害復旧を実施するため、復旧用資機材、器具、工具、消耗品等の確保に努める。
- (3) 災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。
- (4) 災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。
- (5) 非常事態に備え、飲料水、食料、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定め、その確保を図る。

3 防災訓練の実施

- (1) 防災を迅速かつ円滑に実施するため、次に掲げる内容の訓練を年1回以上実施する。
 - ① 災害予報及び警報の伝達
 - ② 非常招集
 - ③ 災害時における通信疎通確保
 - ④ 各種災害対策機器の操作
 - ⑤ 電気通信設備等の災害応急復旧
 - ⑥ 消防及び水防
 - ⑦ 避難及び救護
- (2) 摂津市又は摂津市防災会議等が主催して行う総合的な防災訓練に参加し、これに協力する。

4 協力応援体制の整備

- (1) 他の事業者との協調
電力、燃料、水道、輸送等の事業者と協調し、防災対策に努める。具体的には、商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料及び冷却水等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を整備する。
- (2) グループ会社との協調
グループ会社、工事会社等と協調し、防災対策に努めるとともに、要員、資機材、輸送等について相互応援体制を整備する。

第4節 生活環境の整備対策

第1 廃棄物対策【生活環境部・総務部】

市は、被害想定等を踏まえ、発災時における混乱を避けるため、平時から災害廃棄物処理計画を策定する。

- (1) 市は、災害時において廃棄物処理が迅速に行える体制を整備するため、次の項目について検討、整理する。
 - ① 組織体制・指揮命令系統
 - ② 情報収集・連絡体制
 - ③ 協力・支援体制（国・府・他自治体・関係機関・民間事業者・ボランティア等）
 - ④ 職員への教育訓練
- (2) 市は、一般廃棄物処理施設等の耐震化、浸水対策、非常用自家発電設備等の整備や機器冷却水の確保等の対策を講じるよう努める。
- (3) 市は、一般廃棄物処理施設等の補修に必要な資機材の備蓄を行うとともに、収集車両や機器等を常時整備し、緊急出動できる体制を整備する。
- (4) 市は、仮設トイレの調達に関して、協定の締結等に努める。（総務部）
- (5) 市は、災害時における応急体制を確保するため、次の項目について検討、整理する。
 - ① 発生量・処理可能量
 - ② 処理スケジュール
 - ③ 処理フロー
 - ④ 収集運搬体制（優先する廃棄物の種類、収集運搬方法、収集ルート、資機材、人員体制・連絡体制等）
 - ⑤ 仮置場（候補地の選定、利用方法）
 - ⑥ 選別・処理・再資源化の方針・手順
 - ⑦ 最終処分
 - ⑧ 災害廃棄物等に関する情報等について住民等へ周知（災害廃棄物に関する情報及び災害廃棄物処理支援ネットワーク（D. Waste-Net）や地域ブロック協議会の取組等に関する広報）
 - ⑨ その他（広域処理、有害廃棄物対策等）

第2 防疫・衛生対策【生活環境部・保健福祉部】

市は、防疫活動に必要な資機材等を備蓄するとともに、災害発生時に薬剤等を調達できるよう、業者の把握に努める。

第5節 文教対策

第1 学校園所の防災体制の強化充実【教育総務部・次世代育成部・総務部】

1 危機対応マニュアル（学校園所避難計画）の作成・充実

市は、各施設管理者と協力し、風水害や地震災害等地域の災害特性に対応した危機対応マニュアルを災害種ごとに作成するとともに、訓練等を踏まえ定期的に見直しを行う。また、市は、保護者をはじめ地域住民に危機対応マニュアルを周知するとともに、必要に応じて地域からの協力が得られるように事前の協議等を行う。

危機対応マニュアルには、以下の内容を含むものとする。

- (1) 災害種（洪水・暴風・地震等）
- (2) 避難開始のタイミング（基準）
- (3) 避難先（施設内での移動を含む）
- (4) 連絡体制（関係機関等含む）
- (5) 保護者への引渡し方法（登下校時の対応を含む）
- (6) 課題

2 防災教育計画（事前防災活動計画）の作成・充実

市は、各施設管理者と協力し、年度ごとに防災教育計画を作成するとともに、実施後の振り返りを行い、次年度計画の充実を図る。また、市は、授業参観の活用や地域と合同の避難訓練を開催するなど、保護者や地域と連携方策を、防災教育計画に組み込む。

防災教育計画には、以下の内容を含むものとする。

- (1) 学校園所の所在地及び学区域内で想定される災害種に関する内容
- (2) 各災害種に対応した知識を習得できる内容
- (3) 各災害種に対応した命を守る行動（避難行動等）を習得できる内容（避難訓練を含む）

3 防災教育の推進

防災教育は、10年後20年後の素養の高い摂津市民を育成し、「命を守る防災」が当たり前のこととして個人に根付くとともに、文化として摂津市に定着していくことをめざす上での礎となることから、市は、各教育施設で以下の項目について実践する。

(1) 防災教育の内容

防災教育を実施するに当たり、以下の内容を含むものとする。なお、防災教育の実施に当たっては、災害の危険性という自然の一側面だけを伝える教育とならないように配慮し、自然の恵みと災いという二面性を幼児・児童・生徒に理解させ、主体的に考え行動し、地域に貢献したいという内発性を育む内容とする。また、府と市は必要な情報を共有するなど互いに連携を図り、防災に関する講習会を開催するなどして、学校における防災教育の充実を図る。

- ① 災害（自然）現象
- ② 身の安全の確保方法

- ③ 避難場所・避難路・避難所
- ④ 避難方法
- ⑤ 学校園所・家族との連絡方法
- ⑥ ボランティアについての知識・体験等
- ⑦ 命、人と人とのつながりの大切さ

(2) 防災教育の手引書等の充実

市は、各施設管理者等の協力を得て、幼児・児童・生徒に災害に関する知識と、自然と対峙する姿勢を習得させるため、防災教育の手引書の作成・充実に努める。防災教育の実施に当たっては、防災教育の手引書を活用することを基本とするが、幼児・児童・生徒の興味喚起と理解促進のため、教育用防災副読本、ビデオ、洪水ハザードマップ、時事ニュース・映像、身近な資料・教材の活用等も適宜活用する。

(3) 教職員等への研修

市は、教職員等が災害現象に関する正しい知識を有し、また防災教育の実践的・先進的な取り組み等の事例を共有できる研修を実施する。

4 防災訓練の実施

各教育施設において、実際の災害時に適切に行動が取れるように風水害及び地震災害に対応した防災訓練、避難訓練を実施する。

5 備蓄品の整備

市は、児童・生徒が在校中の災害の発生により一時的に帰宅困難となった場合に備え、学校園所の実情に合わせて食糧や飲料水、携帯トイレ等の備蓄品を学校園所に整備する。

第2 文化財の保護対策【教育総務部・消防本部】

市は、市民にとってかけがえのない遺産である文化財を災害から保護するため、防災意識の高揚、防災施設の整備を図る。

- (1) 市民に対する文化財防災意識の普及と啓発
- (2) 所有者等に対する防災意識の徹底
- (3) 予防体制の確立
 - ① 初期消火と自衛組織の確立
 - ② 防災関係機関との連携
 - ③ 地域住民との連携
- (4) 消防用設備の整備、保存施設等の充実
 - ① 消防用設備等の設置促進
 - ② 建造物、美術工芸品保存施設の耐震構造化の促進

第6節 災害時要援護者対策

第1 災害時要援護者への避難支援体制強化【保健福祉部・総務部】

1 平常時からの災害時要援護者の把握

(1) 関係団体等との連携強化

市は、災害時要援護者に関わる通常業務から把握できる情報や民生委員・児童委員、介護・福祉サービス事業者、自主防災組織、婦人防火クラブ、ボランティア団体、自治会等の活動を通じ、災害時要援護者を把握する。

(2) 災害時要援護者名簿等の整理

災害時要援護者名簿を作成するなど、災害時に迅速な対応ができる体制を整備する。また、災害時要援護者名簿については、地域における災害時要援護者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。

また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切に管理する。

なお、災害時要援護者情報の共有にあたっては、避難支援等に携わる関係者（消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織や自治会等）への情報提供について、あらかじめ災害時要援護者の同意を得た上で行う。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

2 災害時要援護者名簿の避難支援の対象者

災害時要援護者の避難支援の対象となる者は、「必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全に避難するなど、災害時の一連の行動をとるのに支援を必要とする人」であり、特に以下の対象について重点的・優先的に避難支援の検討を行う。

- (1) 身体障害者手帳「1級」、「2級」（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く）を所持する人
- (2) 精神障害者保健福祉手帳「1級」を所持する人
- (3) 療育手帳「A」を所持する人
- (4) 要介護認定「3」、「4」、「5」の人
- (5) ひとり暮らし登録をしている高齢者
- (6) その他支援が必要である者

3 訓練の実施

市は、災害時要援護者の避難誘導や避難所生活での支援について、実効性を担保するため、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、介護・福祉サービス事業者等が参加した訓練を実施するよう努める。

4 情報伝達方法の確立

市は、通常の音声・言語による手段では適切に情報が入手できない障害者に対し、その情報伝達に必要な専門技術を有する手話通訳者及びボランティア等の派遣・協力シス

テム等の整備に努める。

5 緊急通報システムの整備

市は、災害時要援護者と消防機関等を結ぶ災害時要援護者緊急通報システムの整備に努める。

6 災害時要援護者を支援する人材の育成

市は、地域における災害時要援護者を支援する人材を、広く市民等から募集するとともにその育成に努め、地域の安全は地域で守るための避難支援体制を充実させる。

また、市は、災害時要援護者への支援は市民等支援者の自発的な協力により行われるものであり、支援者個人に特別の責任を負わせるものではないことを、支援に関わる関係者間に周知する。

市民等は、災害発生時またはその発生の危険が高まっている際に、自分の命と家族の命を守ることを第一に行動する。その上で地域社会の一員として、可能な範囲で災害時要援護者への支援に努める。

7 登録要件を満たさない災害時要援護者への対応

市は、民生委員・児童委員、介護・福祉サービス事業者、自主防災組織、婦人防火クラブ、ボランティア団体、自治会等の活動及び市民等の日常のつながりを通して、災害時要援護者名簿の対象とならない者の把握にも努めるとともに、地域の協力も得ながら、避難支援体制の充実を図る。

市民等は、こうした状況を鑑み、可能な範囲で市への自発的な協力を行う。

第2 福祉避難所の整備【保健福祉部】

市は、あらかじめ福祉避難所を確保するなど、災害時の要援護者避難体制の確立に努める。

第3 外国人に対する支援体制整備【大阪府・生活環境部】

1 関係機関と連携した外国人支援体制の整備

府は、外務省をはじめとする国の関係機関や市、大阪観光局、大阪府国際交流財団（OFIX）、宿泊事業者をはじめとする民間事業者等の多様な機関と連携し、官民連携により外国人に対する支援の検討・推進を行う。

また、災害時に府内在住の外国人等に多言語での情報提供や相談に対応するため、大阪府国際交流財団（OFIX）と共同で「災害時多言語支援センター」を設置する。

2 情報発信等による支援

(1) 府内在住の外国人に対する支援

① 府及び市は、防災教育・訓練や防災情報の提供に努める。

② 府及び市は、情報提供や避難誘導において、多言語化や「やさしい日本語」の活用等に努める。

(2) 来阪外国人旅行者に対する支援

- ① 府及び市は、災害発生に備え、災害に関する知識や情報入手先等の情報の周知に努める。
- ② 府及び市は、早期帰国等に向けた災害情報等を多言語で提供するため、ウェブサイトやSNS等の様々なツールを活用して、多言語での情報発信に努める。
- ③ 府及び市は、観光案内所をはじめ、ターミナル駅周辺における多言語での情報提供の充実に努める。

3 避難所等における外国人を支援する人材の育成

府は、避難所を運営する市町村が円滑に多言語支援を行えるよう、大阪府国際交流財団（OFIX）と連携し、災害時通訳・翻訳ボランティアの確保・育成に努める。また、市は、災害時通訳・翻訳ボランティアの確保を図る。

第4 防災知識の普及啓発【総務部・保健福祉部】

市は、災害時要援護者及び関係者に対し防災知識の普及啓発に努めるほか、防災上の相談・指導を行う。

第5 洪水浸水想定区域内の災害時要援護者関連施設における避難確保計画の作成等【総務部】

洪水浸水想定区域内の災害時要援護者関連施設の管理者は、市と協力し、洪水災害発生危険時の対応を避難確保計画としてあらかじめ定めておくとともに、同計画に基づき避難誘導等の訓練を実施する。

特に淀川や安威川の氾濫により大きな被害を受けることが想定される地域（浸水深2m以上を目安とする）は、施設の立地条件、収容人数、収容者の健康状態、ライフラインの停止による影響等も考慮し、屋外への早期避難の必要性について十分に検討した避難確保計画を作成する。市は、作成した避難確保計画や避難訓練の実施状況について、定期的に確認する。